

第四十回国会 参議院 商工委員会 會議録 第十五号

昭和三十七年三月二十七日(火曜日)

午前十時二十六分開会

出席者は左の通り。

委員長 武藤 常介君  
理事 赤間 文三君  
中田 吉雄君  
牛田 寛君

委員

上原 正吉君  
川上 為治君  
小林 英三君  
吉武 恵市君  
阿部 竹松君  
岡 三郎君  
近藤 信一君  
椿 繁夫君  
吉田 法晴君  
田畑 金光君  
加藤 正人君

国務大臣 佐藤 栄作君  
通商産業大臣 佐藤 栄作君  
公正取引委員会委員長 佐藤 基君  
通商産業省 森 清君  
通商産業省 今井 善衛君  
通商産業省 佐橋 滋君  
通商産業省 川出 千速君  
通商産業省 山崎 弘君  
中小企業庁長官 大堀 弘君

事務局側

常任委員 小田橋貞寿君  
専門委員

本日の会議に付した案件

○石油業法案(内閣送付、予備審査)

○中小企業団体の組織に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

○輸出保険法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○家庭用品品質表示法案(内閣提出)

○委員長(武藤常介君) これより商工委員会を開会いたします。

本日は、石油業法案の説明を聴取いたしました後、中小企業団体の組織に関する法律の一部を改正する法律案、輸出保険法の一部を改正する法律案、家庭用品品質表示法案の審議を行ないます。

○委員長(武藤常介君) まず、石油業法案を議題とし、提案理由の説明を聴取いたします。森政務次官。

○政府委員(森清君) ただいま提案になりました石油業法案につきまして、その提案理由及び要旨を御説明申し上げます。

石油は、国民経済上必要欠くべからざる基礎物資であり、今後ますますわが国のエネルギー源としての地位を高めていくものと考えられます。このように重要な意義を有する石油につきましては、総合エネルギー政策の見地に立つて安定的にして低廉な供給をはかることが、国民経済上最も強く要請されるべきところであります。

わが国石油供給の現状を見ますに、石油資源は国内に乏しく、原油の大部分はあつて輸入に依存しなければならぬという事情にあります。石油産業につきましても、国際的な協調関係を維持しつつその健全な発展をはかるべきことは申すまでもないところであります。

石油をめぐる内外の経済環境は、近年著しく変わりつつあります。今後新しい角度から考えなければならぬ面が出て参つたのであります。すなわち、国内におきましては、石油需要は急速に増大しており、また近く輸入の自由化が行なわれることとなつておりますので、石油設備の拡張意欲が旺盛となつております。また海外におきましては、新油田の開発などにより、世界的な原油の供給過剰傾向が生じ、原油の販売競争が激しくなつてきております。

このような内外の情勢から、今後国民経済的に見て問題が生ずることが考えられます。たとえば、石油供給上における過当競争の問題であります。これまで申し上げましたように、国内における石油設備の拡張競争と海外からの原油売り込み競争とが結びつき、石油製品の行き過ぎた販売競争がさらに一段と激化するものと思われまします。これは石油業の性格から見まして、いわゆる業界内部の自主的な調整のみによつて解決することは困難な事情にあります。

おきまして、かえつて石油需給の混乱を招き、石油産業の健全な発展が阻害されるのみならず、国内のエネルギー産業を初めその他の関連産業に対し悪影響を及ぼすとともに、消費者の利益をも害するなど国民経済上望ましくない結果を招来するおそれがあると考えられます。

政府といたしましては、これまで貿易為替面の調整措置によりまして、石油供給上の諸問題に対処して参つたのであります。輸入の自由化によりまして石油業は新局面を迎えることとなるのであります。自由化後におきましては、わが国石油業が自主的な創意を一そう発揮し、自由公正な競争を通じて石油の円滑な供給をはかることが基本的なあり方であることは申すまでもありません。しかしながら、これまで申し上げましたような問題につきましては、国によるある程度の法律上の調整はやむをえないと考えるのであります。現に欧米各国におきましても、石油業の健全な発展のため、それぞれの国情に応じて法律上その他の措置を講じているのであります。

この法律案は、以上のような考え方をもととし、石油業の事業活動を必要最小限度において調整するための規定を定めたのであります。

この法律案のおもな点につきましては、大略を申し述べます。

第一に、石油の供給数量、設備能力等石油の供給に関する重要事項を内容とする石油供給計画を作成公表し、この法律の運用の基本といたすこととし

ております。

第二に、石油精製業を行なう者は、その事業計画が適当であり、かつ、的確な事業の遂行能力を有する者とし、石油設備が石油供給計画に即応するようにするため、石油精製業の事業及び設備について許可を要することとしております。また石油輸入業及び石油販売業につきましては、事業者の実情を的確に把握し、輸入及び販売の秩序を確立するための基礎とするため、事業の届出を要することとしております。

第三に、石油精製業者及び石油輸入業者は、その生産計画及び輸入計画について届出を要することとし、当該事業者が届出した計画に基づいて自由公正な競争を行なうことを期待しております。国は、その計画の内容が全体の石油供給計画の実施に重大な支障を生じ、または生ずるおそれのある場合に限って、勧告を行ない、企業の社会的責任の自覚に訴へることによつて石油供給計画の実施の確保をはかることとしております。

第四に、石油の価格につきましては、石油業が正常な競争を行なうことによつて形成される価格を基本とする建前をとつておりますが、特に異常な事態によりまして、価格が不当に高騰したり下落したりする場合には、標準価格を定めて公表し、石油業が自発的にこの価格を尊重することを期待いたしますこととしております。

最後に、この法案では、各方面の学識経験者で構成する石油審議会を設け、石油供給計画の作成等の基本的な



いう場合はこの限りでない、独禁法のカルテルとして取り締まるということになっておるわけであります。そこで、現在におきまして、パン、石油等につきまして、それが独禁法二十四条のただし書きの、不当な対価の引き上げであるかどうかというように点につままして、目下審議をしておる次第であります。

○田畑金光君 国内貨物の中でも、たとえば印刷とか写真製版とかいう、こういう業種等はなかなか生産設備の制限とか、数量の制限という調整事業が至難だということを、われわれはそういう業種の人方から聞いておるわけですが、こういうような特殊な業種の性質上、第一段階の制限をやるにしても、事柄の性質上むずかしい、こういうような仕事等については、第一段階で価格調整事業等ができるように認めても差しつかえないのじゃないか、まあそれが特に消費者大衆に迷惑をかけるというようなことがないのじゃないか、こういうようなことも言われておりますが、この点はどのようにお考えになりますか。

○政府委員(大堀弘君) これにつきましては、七号の、技術上の理由によりという除外規定があるわけでございまして、それに該当するのじゃないかという実際の適用上の問題で、技術上の理由によつて数量協定等ができないという場合は、例外的に価格の協定もできるという規定がございます。

○田畑金光君 何条ですか。

○政府委員(大堀弘君) これは、現行法の十七条の七号でございますが、普通の場合は数量協定を実施した後においても、なお事態の克服ができないとい

いう場合に限っているわけでございまして、技術上の理由によつて数量協定その他のことを実施することが著しく困難な場合においては価格協定が一定飛びにできる、この技術的な理由というものは、狭い意味の技術という意味では必ずしもなくて、広い意味の技術的な困難ということでございますので、それに該当するかしないかという判断にならうと思ひます。実際上どうしてもこれがない業種であるとか、業体であるという場合には、価格協定ができないことはないわけでございまして、この点については具体的ケースについてやはり検討しなければならぬと思つております。

○田畑金光君 それから、輸出貨物については、先ほど大堀長官のお話の中にもありましたし、また今回も、改正を見ましても、第一段階の制限行為をやらなくても直ちに価格協定をできることになっておりますが、国内貨物と輸出貨物について違つた取り扱いを認めるということも、これは常識的にうなずけますが、念のためにどういうわけで輸出貨物については直ちに価格協定がやられるのか、その理由等について明らかにしてもらいたいと思ひます。

○政府委員(大堀弘君) 輸出につきましては、直接国内の消費者に対する影響がないという点が第一点でございますが、同時に私どもとしましては、これはまあ先生御承知のように、やはり過当競争によつて輸出の振興を妨げておるといふ事情が非常に顕著でございますので、私どもとしましては輸出振興の見地から、やはりこの際輸出貨物については直接価格協定をできるよう

にして、できるだけそういう輸出の過当競争を防ぐという意味において役に立ちますように、この際改正をいたしたいという趣旨でございます。

○田畑金光君 その場合はやはり公取委の同意ということになるわけですか。

○政府委員(大堀弘君) 同様にやはり同意が必要になっております。

○田畑金光君 長官のお話のように、輸出貨物の場合は過当競争防止をするとか、過当競争が起つて輸出を阻害しておるといふのが現実の事態だろうと、こう思ひます。まあそういう意味から見ますなら、当然輸出貨物のカルテル等は認めること自体が、国民経済、あるいは輸出関係の発展のために望ましいことであるとするなら、一々公取委の同意を経なくても、公取に通知するとか、あるいは、まあ同意という強い手続というか、ではなくして、むしろ協議程度にとどめるということにしたほうが実際のじやないかと、こう思ひますが、この点は同意にしなければどんな弊があるのか、それをひとつ御両方から承つておきたいと、こう思ひます。

○政府委員(大堀弘君) この点につきましては、やはりまあ例外扱いにいたしておりますので、御趣旨の点はよく私どもも御了解申し上げることができるとございしますが、現在公取とも非常に私ども密接にやっておりますから、同意でございまして、事実輸出であれば手続的にも簡単に進めることができると考えまして、これは全体の調整規定が全部同意になっておりますので、この点も一応同意を要するといふ従来の建前を貫いて規定いたしました

わけでございします。運用の面では十分迅速にいくように努力したいと思ひます。

○政府委員(佐藤基君) 公取に相談するといふことは、公取の立場といたしましては、何と申しまして、カルテルというのは独禁法の例外でありま

す。なるべくそういうことはやってもいいか。そういう見地で自由公正な競争の確保、消費者利益の保護という点から考えまして、最小限度にとどめてもらいたい。もちろん通産大臣十分お考えと思ひますけれども、他のカルテルの場合と同じように、やはり公取に相談していただいたほうが独禁法の適否、したがつてまた消費者の利益という点から考えて適当だろう、そういうふうにご考慮をしております。

○田畑金光君 まあ公正競争の確保と消費者の利益を擁護するという独禁法の建前、公取委の職務、権限というものについては、われわれも敬意を表しますけれども、もっと大事なところへ公取委は着限されて、仕事をなさることが大事だと思ひますので、まあこの程度のことでは、輸出競争を通じ、日本の輸出を増大していくこと、こういうのがそもそもの輸出貨物については特例を設けるといふことになつたのでございまして、やから、やはり事柄の性質上もっと一歩を進めて、私はこの辺の事情は公取委の同意でなくて協議というところでやっても、一向公取の職務権限を侵すことにはならぬと思ひますけれども、どうですか。

○政府委員(佐藤基君) これは他のカルテルを結ぶ場合と同様に、私どものほうといたしましては、きわめて重要なことと考へております。ただし日本

の現状で、あるいは中小企業の状態から考えまして、輸出の奨励促進ということはきわめて重要でありますから、その点は十分合わせて相談に応じていくわけでありまして。

○田畑金光君 そうしますと、今の公取委員長のお答は、この同意ということになっておるが、運用においては協議程度を考へても実質は同じことだといふふうに理解してよろしいですか。先ほどの長官の答はそれら

のことを言われましたが、そういうような理解でよろしいのですか。

○政府委員(佐藤基君) 私どものほうとしましては、同意と協議とはだいぶ法律的には違ひます。しかしながら、中小企業の活動を考え、また輸出取引の重要性を考へまして公益の見地から十分考へますので、同意ではあるけれども、事態によつては比較的何といひますか迅速に処理することに努めたいと思つております。

○田畑金光君 それから大堀長官にお尋ねしますが、今度の改正案によりまして、新しい商工組合というのは、従来の不況カルテルのほか合理化カルテルもやるし、共同経済事業もやる、こういうことになるわけですが、その相互の関係は、これはどういふことになるわけですか。

○政府委員(大堀弘君) 従来の商工組合の事業といたしましては、不況カルテルと、それ以外は共同経済事業をやることになっておりましたのですが、今回加わりますのは、同業者のための指導、教育事業、情報調査活動といった一般的な事業、それから新しく合理化カルテルの結成ができる。合理化の目的があれば、各種の合理化カルテル

ができるということが付け加わりましたことをごさいます。私どもとしては設立についても不況要件を徹廃し、そうしてこういう同業組合的な活動を常時やっております。また不況の事態ができました場合は、不況カルテルが従来と同じ条件でもってできる、こういう考え方でございまして、同業組合的な性格を入れて、常時同業者のために一般的な活動を行ない、不況の事態が生まれなくても合理化のためであれば、合理化の活動ができるという意味で、組合の活動の幅を拡げたいという趣旨でございます。

○田畑金光君 十七条の第一項第五号ですか、合理化カルテルの内容は、物の生産の技術に関する制限、種類に関する制限、種類別の生産数量に関する制限、販売もしくは引き渡しの方法に関する制限、その物の原材料の購買もしくは引き取りの方法に関する制限、こういうことになっておりますが、合理化カルテルの制限規定としてはこれだけで十分なのかどうか、たとえば設備の制限ということも合理化カルテルの対象にすべきではないか、と申しますのは、不況克服のため設備の制限を実施しておる商工組合が、不況を克服したというので設備の制限を解いたが、直ちに設備の拡張ということでもたまたま不況をもたらした、こういうようなことを考えてみると、設備の制限等もやはり合理化カルテルの中に入れるべきじゃなかろうか、こういう考え方も出てきますが、この点はどのようにお考えでしょうか。

○政府委員(大堀弘君) 設備の制限とすることは、一般の場合は、不況要件がないと合理化の目的のために設備制限をするという場合は、非常に少ないんじゃないかと思うのですが、しかし法律の解釈としては生産技術の制限——ある範囲において、たとえば老朽設備を使うのをやめようというよう、なことは、合理化のためにきぬことではない、解釈としてはですね、生産技術の制限ということで読めないこととはなっていないわけですが、通常行なわれております設備制限でございまして、大体多くの場合は、不況要件があつて、封鎖をするとか、設備を新しく作るのを制限するといった場合は、一般の場合は不況要件が要るんじゃないか、こういうふうにお考えはおるわけでございます。合理化の目的のために生産技術の制限という範囲において読める限りにおきましては、適用のある場合もあるかと思いますが、特に設備の制限ということの特掲してないわけでございます。設備の制限あるいは価格の制限といったようなことは、やはり不況事態の場合は大部分ではないか、かように考えておるわけでございます。

○田畑金光君 そうしますと、技術に関する制限ということも広く解すれば、場合によっては合理化カルテルの対象として設備の制限ということも考えられる場合があると、こういう工合に読んでもよろしいですか。

○政府委員(大堀弘君) そういうふうにお考えしております。ただ目的が当然合理化の目的ということに限られます。

○田畑金光君 それからもう一つ、今の合理化カルテルの場合について、品質というものについて、これはやはり品質の制限ということも合理化の内容として考えられてもいいんじゃない

か、すなわち品質の向上とか、あるいはよりよい製品を作るということを奨励するためにも、好況不況にかかわらず、製品の検査事業も合理化事業に加えるというふうなことも、これは長い目で見れば、そういう生産業者の発展のために望ましいことじゃないか、こういう見方も成り立つと思うのですが、この点についてはいかようにお考えでしょうか。

○政府委員(大堀弘君) ただいまの点は、イの種類の制限に関する制限という中に含まれておるわけでございます。私どもはこの中で製品の品質とかあるいは規格、意匠の統一、こういったことが種類の制限の中へ含まれておるわけでございます。私どもも全く同様の考え方でございます。

○田畑金光君 そうしますと、物の種類に関する制限ですか、その中に今の御答弁のように、品質とかあるいは意匠の統一とか、こういうことも含まれておると、こういう解釈ですか。

○政府委員(大堀弘君) さようでございます。

○田畑金光君 それからもう一つお尋ねしたいことは、このアウトサイダー規制命令というのは五十六条から五十七条の二までですか、アウトサイダーの規制、それでよろしいんですか。アウトサイダーの規制命令は五十六条から五十七条の二まで、アウトサイダーの規制命令をこの中に規定しておると読んでもよろしいですね。

○政府委員(大堀弘君) さようでございます。

○田畑金光君 そこでこのアウトサイダーの規制命令を主務大臣に申請した場合に、主務大臣は当然一定の期間

内にその申請に対して、認めることか認めないとか、命令を出すというところになるかと思うのですが、これはこの命令を出す期限の制限というものはあるわけですか、この点はどうなんですか。たとえば私の申し上げておるのは、現在の法律、現行法でございます。調整規程の申請をしたならば、二カ月以内に主務大臣はこれを認定するとか認定しないとか、こういうことになっております。このアウトサイダー規制命令については、当然一定の期限内に主務大臣としては命令を出すべきだと思います。これはどういうことになるわけですか。

○政府委員(大堀弘君) 規制命令に關しまして、やはり申請に対して二カ月以内に当該命令を出すか出さぬかというのを、主務大臣としては決定をしなければならぬように制限されております。——たいへん失礼しました。ちよつと私の誤解で、現行法では規制命令に關しては現在のとおり制限がございせん。現実にはできるだけ早くやるように努めておりますが、やはり実態説明の資料が不十分の場合がなかなか多いわけでございます。あまり期限を切りまして、資料不十分のために、かえつて発動について否定的になりがちだという不都合もございまして、われわれとしましてはできるだけ早く措置するように努力いたしておりますが、現状では先ほど申し上げましたように制限がございせん。この点は失礼いたしました。

○田畑金光君 今御答弁にありましたように、現在は調整規程の認可については二カ月内に判定をしなければならぬ、こういうことになっておるのか

かわらず、アウトサイダー規制命令などというのは、商工組合が不況事態を克服するための緊急措置として、しかもその申請の条件は非常にきびしい条件をつけて申請しているわけですから、資料が整わないようなことで、かえつて申請者に迷惑をかけるかもしれないという御答弁でございまして、けれども、しかし事柄の性格上から見ましても調整規程と同じようにすみやかにやっぱり規制命令の申請に対してその判定を下すというふうなことでなければ、これはかえつて業界の混乱を放任するという結果にならうという思うのですが、こういう点について一定の期限というものを考えておかなかつたというのは、これは手落ちじゃないでしょうか。

○政府委員(大堀弘君) まあ自主的な調整規程の場合は組合員同士がきめて、それを政府の認可にかけていくというところがございます。この調整規程の規制命令、アウトサイダー規制命令を出しますのは、これは通産大臣命令として全般的な規制をきめるという格好に形式的にはなつておるわけでございます。戦前の場合は組合の定めた規程に従うべしというような法体系もあつたわけでございますが、今日では通産大臣が省令を出してこういう規制でやるぞという省令を出して施行する格好になっておりますので、形の上からいいますと、まあ私どもは実際上はできるだけ早く処理するように努力いたしたいと、現在でもそう考へてやっておりますことについてはやはり多少問題があるのじゃないかという考え方をしております。

○田畑金光君 今の点は、調整規程と

いうのはこれは業者の方々が総会等の

決議で同意して、これは申請するとい

う手続になつておるわけですね。しか

し今のアウトサイダーの規制命令申請

というの、大臣が省令によつて一定

の基準を定めて公示すると公表する

とかいうことになるのでございませ

うが、しかし行政当局のほうで、行政

機関のほうでいかに親切になるべく早

く結論を出すようにとこう御答弁なら

れても、この種問題は非常に私は取り

扱いに時間がかかるし、結局はまあい

ろんな困難な条件が重なり合つてとい

うようなことで、申請してもそれに対

する裁定というのはなかなかおいてこ

ないのじゃないか。そうなつてきます

と、いわゆるアウトサイダー規制命令

というものが、なぜそれが必要である

かという本来の問題に返つて来るな

ら、やはりすみやかに裁定を下して、

業界の混乱、あるいは公正な競争の確

保、企業の安定をはかることが大事だ

と思うので、私は今の点についてはこ

れは片手落ちじゃないかと、こういう

感じを持つわけですけれども、なぜこ

の場合だけ期限を付さないままに、こ

ういう仕方になつておるのかです、

もつと納得のいくひとつ説明を願ひた

いと思ふのです。

○政府委員(大塚弘君) 調整規程の場

合は、これはまあ組合員が正式の手続

を経てこれだということとをきめて

参つておるわけでありまして、比較

的組合員以外の人に対する影響とい

うことはないから、政府としても措置

の決定は比較的簡単であるということ

にならうかと思ひますが、アウトサイ

ダー規制になりますと、アウトサイ

ダー規制になりますと、アウトサイ

ダー規制になりますと、アウトサイ

ダー規制になりますと、アウトサイ

ダー規制になりますと、アウトサイ

ダー規制になりますと、アウトサイ

ダー規制になりますと、アウトサイ

ダー規制になりますと、アウトサイ

ダー規制になりますと、アウトサイ

ダー規制になりますと、アウトサイ

ダー規制になりますと、アウトサイ

ダー規制になりますと、アウトサイ

ダー規制になりますと、アウトサイ

ダー規制になりますと、アウトサイ

ダー規制になりますと、アウトサイ

ダー規制になりますと、アウトサイ

ダー規制になりますと、アウトサイ

ダー規制になりますと、アウトサイ

ダー規制になりますと、アウトサイ

ダー規制になりますと、アウトサイ

ダー規制になりますと、アウトサイ

ダー規制になりますと、アウトサイ

ダー規制になりますと、アウトサイ

ダー規制になりますと、アウトサイ

ダー規制になりますと、アウトサイ

ダー規制になりますと、アウトサイ

ダー規制になりますと、アウトサイ

ダー規制になりますと、アウトサイ

ダー規制になりますと、アウトサイ

ダー規制になりますと、アウトサイ

ダー規制になりますと、アウトサイ

ダー規制になりますと、アウトサイ

ダー規制になりますと、アウトサイ

ダー規制になりますと、アウトサイ

ダー規制になりますと、アウトサイ

ダー規制になりますと、アウトサイ

ダー規制になりますと、アウトサイ

ダー規制になりますと、アウトサイ

ダー規制になりますと、アウトサイ

ダー規制になりますと、アウトサイ

ダー規制になりますと、アウトサイ

ダー規制になりますと、アウトサイ

対する罰則の一般の罰則規定がござい  
ましたので、実情申しますと、な  
かなかこの罰則だけの確な効果を上  
げ得ない、アウトサイダー規制をする  
目的を達成できないということ、今  
回新しく罰則のほかに、一年以内の期  
限を定めてその事業の全部または一部  
の停止を命ずることができるといふ規  
定を入れる案になったわけでございます  
が、これはもちろん罰則でございま  
すので、運用面につきましては、私  
も十分慎重な運用をしたいと考えてお  
りますけれども、やはり従来でも、割  
当をきめておりました場合でも、割  
当を超過して商売をする、アウトサイ  
ダーが。そういった場合に、正直者が  
ばかみろという結果になりがちでござ  
いますので、やはりそういったケー  
スに対して、個別的に悪質なものの対  
しては、あるいは罰則で来期は罰則  
として相当減らすと、こういったこと  
をやることによって員外者規定命令の  
効果をあげて参りたい、かように考え  
ております。

○田畑金光君 今の御答弁でわかりま  
したが、今度は一定期間を定めて営業  
停止の命令を出させるように、今まで  
は単なる罰金であったが、罰則の強化  
を、これをはかっているわけですか。た  
だ、お話のように、輸出品等について  
いろいろ数量の規制がなされておる。  
その場合に、商工組合に所属しておる  
者は輸出数量等の規制についてはよく  
守るのだが、アウトサイダーがそれを  
無視して輸出をする、ところが、検  
査の場合にも、通関の場合でも、それ  
は制限外なのか制限内なのか不明確  
で、結局ばかみろるのは、商工組合の  
中で調整行為に加わっておる者がばか

をみる、こういう結果になりがちだ、  
こういわれておるわけですが、そうい  
う点についても、今後は十分当局とし  
ては、アウトサイダー等については規  
制していこうとする考え方に、これは  
立っておるのかどうか、もう一度ひと  
つ承っておきたいと思ひます。

○政府委員(大堀弘君) 私ども田畑  
先生御指摘のとおりと考えておりまし  
て、今度アウトサイダー規制命令を出  
しました場合は、十分その効果を發揮  
できるように運用して参りたいと思ひ  
ておるわけでございます。

○田畑金光君 最後に、この第二十九  
条の組合交渉の応諾の問題ですが、こ  
の第二十九条で規定しておる組合交渉  
に應じなければならぬと、いわゆる応  
諾義務のある団体というものは、どうい  
う団体を予定されているわけですか。

○政府委員(大堀弘君) この点には法  
律の規定によりまして、「商工組合の組  
合員と資格事業に關し取引關係のある  
事業者であつて、中小企業者以外のもの」、つまり、同じ事業をやつておる  
大企業、商工組合の組合員と資格事業  
に關し取引關係のある事業者をもつて  
組織する第二十一条第二号に掲げる団体  
又は輸出組合若しくは輸入組合、これ  
はまあ外の輸出組合、輸入組合、それ  
から「商工組合の組合員たる資格を有  
する者であつて、中小企業者以外のもの」、それから第四号「地区内において  
資格事業を行う事業者であつて、商工  
組合の組合員たる資格を有しないもの」、これは農業協同組合とか、これら  
を除いておられますが、こういった四種  
類予想されておるわけでございます。

○田畑金光君 今の応諾義務のある団  
体の中に、農業協同組合ですか、農林  
水産関係組合というのは、これは入る  
のですか、入らないのですか。  
○政府委員(大堀弘君) 農業協同組合  
は四号においてカッコ内に書いてござ  
います、除かれておるわけございま  
す。

○田畑金光君 そうすると入らないわ  
けですか。  
○政府委員(大堀弘君) 入りません。  
○田畑金光君 そうしますと、この中  
に入る対象というのは事業協同組合と  
か、あるいは商工組合などの中小企業  
の団体、それから輸出入組合、こうい  
う法的な団体なのか、どういふ組合と  
どういふ組合がこの法律にいう組合交  
渉に應ずる義務があるのか、ひとつ具  
体的に明確にしておいてもらいたい  
と思ひます。で、長官、私がお尋ねして  
おるのは、特に紡績協会とか、化繊協  
会とか、いろいろ大きな団体がありま  
すね、あれは一体どこでいふ交渉に  
べき団体なのか、あるいはこれは任意  
団体で、この組合交渉には応諾しな  
くてもいい団体なのか、その辺はどの  
ようになつておるわけですか。

○政府委員(大堀弘君) 紡績の場合  
は、中小企業の紡績の団体かどうかわ  
かりませんが、この紡績業者個々の人  
は、かりに資格事業者が組合を、中小  
企業の団体を作つておる場合は、交渉  
の相手になる。個々の紡績業者は相手  
になりませんけれども、紡績あたりの任  
意団体は、現行法では対象にならない  
ということでありまして。

○田畑金光君 だから、個々の紡績業  
者が入つた場合は交渉の相手になる  
が、連合会としては対象にならぬとい  
うことになれば、やはり私はそこあた  
り応諾義務の対象ですね、これについ

てはもつと掘り下げて考えてみる必要  
がありやせぬかと思ひます。せめて  
連合会で、こういう話し合いをしてい  
るから無理だと、個々の紡績業者とし  
てはですね、そういう立場とか、理屈  
で組合交渉等に対してはよく話に乗ら  
ぬとか、拒否するとか、応じないとい  
ふ、こういう態度が出てきよと思ひ  
ます。だから、やはり本来は、今私  
の例を申し上げましたが、紡績協会と  
か、化繊協会とか、これは任意団体  
で、しかし実は任意団体が一番大きな  
権限を持つておる。こういう団体との  
組合交渉が一番問題の大事なかなめを  
握つておるということ考えたとき、  
もつとこういう任意団体等についても  
規制するといふか、何か応諾義務を課  
するような考え方といふものは、当然  
検討されるべきではなからうかと、こ  
う思ひます。これは常識的に見まし  
て、その点について政府の中で、中小  
企業庁の中で研究等なされたことがあ  
るのかどうか、これを承つておきたい  
と思ひます。

○政府委員(大堀弘君) ただいまの  
ケースの場合、御質問に対するお答え  
にならぬかもしれませんが、この場  
合の規定の建前は、資格事業に關して  
といふことになつておりますので、た  
とえば織布業者の仲間同士で調整規程  
を作る。その中に織布業者で大きな  
ものがあるという場合に、これはどうも  
団体交渉という問題にならうかと思ひ  
ます。紡績の、主として糸屋さんの立  
場と、織物屋さんの立場との交渉とい  
うことになりますと、団体規制以外  
の、一般の事実上の話し合いにならう  
かと、むしろ原料メーカーと加工業者  
との關係といふふうな關係にならうと

いうふうに考えるわけでありまして。産  
業政策的な一般的な指導あつせん、あ  
るいは調停といったようなことになら  
うかと思ひますが、私どもただいまの  
点につきましては、なおひとつ今後検討  
させていただきますと思ひますが、今  
日までのところ団体法の規定としてそ  
こまで検討したことはございません。  
で、なお、今回は団体法の一部改正で  
ございまして、将来基本法その  
他の關係がございまして、団体の協  
同組合その他の關係法令全体としての  
整備について、相当立ち入つた検討を  
いたしたいと考えておる次第でござ  
います。今後十分御指摘の点についても  
検討を加えていきたいと思つておりま  
す。

○田畑金光君 先ほど大堀長官、私  
のお尋ねした中で明確な答弁が落ちてお  
るのは、この第二十九条の組合交渉の  
応諾義務のある相手方というのは、どう  
いう組合なのか、それを具体的にひと  
つ示しておいていただきたい、こう  
思ひます。それで私の質問を終わ  
ります。

○政府委員(大堀弘君) 二十九条の關  
係で団体交渉の相手になる団体とい  
たしましては、二号にございまして、本  
法の「第二十一条第二号に掲げる団体  
又は輸出組合若しくは輸入組合、十一  
号に掲げる団体」といふのは、商工  
組合の組合員となり得るということ  
で、「事業協同組合、事業協同小組合、  
協同組合連合会、企業組合、商工組  
合、商工組合連合会、農業協同組合、農  
業協同組合連合会、水産業協同組合、  
森林組合又は森林組合連合会であつ  
て、その地区内において資格事業を行  
うもの。ただし、その資格事業がこれ

はもつと掘り下げて考えてみる必要  
がありやせぬかと思ひます。せめて  
連合会で、こういう話し合いをしてい  
るから無理だと、個々の紡績業者とし  
てはですね、そういう立場とか、理屈  
で組合交渉等に対してはよく話に乗ら  
ぬとか、拒否するとか、応じないとい  
ふ、こういう態度が出てきよと思ひ  
ます。だから、やはり本来は、今私  
の例を申し上げましたが、紡績協会と  
か、化繊協会とか、これは任意団体  
で、しかし実は任意団体が一番大きな  
権限を持つておる。こういう団体との  
組合交渉が一番問題の大事なかなめを  
握つておるということ考えたとき、  
もつとこういう任意団体等についても  
規制するといふか、何か応諾義務を課  
するような考え方といふものは、当然  
検討されるべきではなからうかと、こ  
う思ひます。これは常識的に見まし  
て、その点について政府の中で、中小  
企業庁の中で研究等なされたことがあ  
るのかどうか、これを承つておきたい  
と思ひます。

らの団体の種類ごとに政令で定める業種に属する場合に限る。」ということになっておりまして、ちよつと先ほど農業協同組合が抜けておると申し上げましたが、申しわけございませんが、ここで一応入っておるわけでございます。この政令で指定されておりますのは、農業組合では、現在におきましては、ミカンのカン詰あるいはびん詰製造業、清涼飲料水製造業、精麦業及び生糸製造業だけが指定されておりました、きわめて限定された場合だけが指定されております。

○委員長(武藤常介君) 他に御質疑はありませんか。——他に御発言がなければ本案の質疑は本日はこの程度にとどめます。

速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(武藤常介君) 速記を起こして。

午後一時まで休憩いたします。

午前十一時四十分休憩

午後一時三十一分開会

○委員長(武藤常介君) これより商工委員会を開会いたします。

まず、輸出保険法の一部を改正する法律案を議題とし質疑を行ないます。質疑のある方は、順次御発言を願います。

○中田吉雄君 この輸出保険審議会の答申の形式ですがね、通産省産業大臣に對して会長が佐藤案作さんで、こういう形式はどうなんですか、まあたくさんありますね。自問自答というようなこれはどういふのか、この審議会のメンバーにならずに答申を求めていく

というのと二とありあるようですね、でもね、これは一体どういふわけなんですか。

○政府委員(今井善衛君) 輸出保険審議会は、この法律施行と同時に、つまり昭和二十五年にできまして、そのころは行政大臣が審議会の長になるような古い型の形式が多かったと思ひます。その後、行政審議会である問題になりまして、たしか三、四年前の審議会におきまして、さような形式の審議会は好ましくないとさういふことで、行政大臣にはその所管の審議会の長になることは避けておるようでございますが、ただいま申しましたように、古い形の審議会の形をとつております関係上、その会長が佐藤大臣であり、行政が通産大臣という場合にはさような形式になつておるわけでございます。われわれもおかしいと思ひますけれども、さうなことで御了承願ひたいと思ひます。

○中田吉雄君 通産省産業のこれ以外の審議会というものは、大体こういう形式でないやつでやつてゐるのですか。その点は。

○政府委員(今井善衛君) この二、三年間で、二、三年前からできた審議会は、会長が必ず大臣でないほかの適任者をもつて充てておられますけれども、通産省にはさうな審議会の形が比較的多いさうでございます。その場合におきましては、同様の形式でもつて答申が行なわれておるわけでございます。

○中田吉雄君 今回の輸出保険法の改正は、普通輸出保険の担保危険の増大についての改正でありまして、ただいま問題にしました輸出保険審議会の答

申では、ただいま改正案として出てゐる以外に、これによりますると、保険料率の引き下げであるとか、資本金の増額、海外投資保険の改善あるいは信用調査機能の拡充、業務運営というように答申でなされておりますが、これらの答申の内容並びにその後どういふふうに取り扱われていいますか。また今後の見通し等についてお伺ひしたいと思ひますが、特にさうに基本的な運営方針というものが総括的に打ち出されて、いたずらに短期的に収支に拘泥せずによれといふようなことがあるのですが、さういふ取り扱ひはどうされ、今後どういふふうになるのでしょうか。その点についてお尋ねいたします。

○政府委員(今井善衛君) ただいま御指摘のような答申があつたわけでございます。私どもはこの基本的な運営方針につきましては、この審議会の答申に準拠して今後運営して参りたい。つまりこの保険法によりますると、独立採算といふことを打ち出しておるわけでございますが、それを少し窮屈に考へて運用いたしますと、輸出振興といふ大きな命題に必ずしもそぐわないやうな危険性も可能性もございまして、そこでその答申におきましては、この短期的な独立採算といふことに必ずしも拘泥しないで、この制度自体は基本はやはり輸出振興という建前につながる程度であるから、長期的に見て採算がとれるように弾力的に運用してほしいといふことが基本的に打ち出されておるわけでございます。私どももさういふ心がまえで参りたい、かように思つております。

それからこの取り上げられました問題としまして、ただいま御指摘がございました六つの課題がございまして、一つは保険料率の引き下げの問題でございます。いまして、これにつきましては昨年の十月一日から相当大幅に保険料率の引き下げを行なつて参つておりました、普通輸出保険にいたしまして、あるいは代金保険それから投資保険、これらの保険料率につきましては三割ないし四割の引き下げを行なつて参りました。

それからこの危険範囲の拡大の問題として、ただいま御審議願つております船積み前信用危険を担保とする制度をぜひ打ち立てたいと、かように考へまして、このたび提出いたしました次第でございます。

それから信用調査の拡大につきましては、これは特にこのあと払いの形ににつきまして、さうな問題が非常に多く必要性が起るわけでございます。私どももいたしまして三十五年、三十六年やつて参つておりますが、三十七年につきましては、予算も画期的にふやしまして特に力を入れてやりたい、かように考へておるわけでございまして、三十六年の信用調査の予算は二百五十万円でございますが、三十七年度におきましては四千万円を計上してやつておる次第でございます。

それからその業務運営の改善の問題につきましては、結局まあ保険の手續をもつと迅速にしるか、特にこの保険金の支払いを迅速にしてほしいという問題でございます。この問題につきましては人員もふやすように努めておりますし、それから特にこの保険の場合が非常に多いわけでございます。

で、とりあえず大阪通産局に中央でやるべき権限の担当部分というものをすでに委譲してやつております。それから保険金の支払いの場合に、非常に詳しく審査いたしまして、金額を最終的に確定した後に支払つておるのが今までの建前でございますが、この事故が起りました後に、概算的に計算いたしまして、そして支払う、いわゆる概算払い制度というものも、代金保険関係につきましては採用しておる次第でございます。

それから、あと、投資保険の問題と、それから資本金の増額の問題、この二つが残るわけでございます。投資保険の問題は、これは単に保険だけの問題じゃございませんので、いろいろ金融の問題、基金の問題、あるいは国際的に今、DAGでもって、後進国に対する投資の拡大の問題については、いろいろ取り上げておるやうな問題もございまして、今回の輸出保険の改正には、その点は組み込んでおりません。何らかの機会におきまして、私どもとして答申の趣旨に沿ひ、さらにまた、拡大したやうな形において組み込むよう努力したい、かように考へております。

それから出資金の増額につきましては、現在の出資金は三十億円でございまして、私どもとしては、この出資金をさらにさらに増大したいといふことで、今年度の予算の場合におきまして、大蔵省といたる折衝した次第でございます。まあ出資金自体は三十億円でございまして、現在、保険会計の基金全体としては、いろいろの積立金等がございまして、九十億程度に上るといふやうな関係もございまして、

大蔵省との折衝がうまくいかないでわれわれとしては非常に遺憾ながら、出資金は増額できなかったのをごさいます。現状どおりということになった次第でございます。

○中田吉雄君 この答申を見ますと、輸出価格を構成するコスト負担を軽減するために、海外投資、利益保険等は、引き下げの幅を五〇%ぐらい下げ、こういうふうな答申になっておるのです。ただいま三〇ないし四〇というのですが、答申どおりにならないことが理由はどういうことですか。

○政府委員(今井善衛君) 保険率の引き下げは、投資保険につきましては四〇%引き下げております。その答申で言っておりますのは、保険料率の引き下げのほかに、たとえば仮受金というふうなものも対象にしたかどうかというふうなことがあったのをごさいます。その点は実現し得なかったということでございます。

○中田吉雄君 この資本金の総額ですね、九十億ぐらいあるからということですが、八十億ぐらいの増を要求されたでしょう。それがゼロになるということとは、やはり答申の趣旨からいって、あまりにも理解がないといえますか、尊重されなかったというか、その点はどうですか。

○政府委員(今井善衛君) 私どもとして、八十億円の増額を要求したのでございます。で、今年の予算の立て方として、一時、予算の中でたな上げ資金的なものを使う、たな上げ資金的なものを作るというふうな動きがございました際には、八十億円のうち、ある程度のものが出資として増額になるのじゃないかというふうに期待

しておったのをごさいます。御承知のように、たな上げ資金的な性格のもののは設けずに、一本でいく、その結果、われわれとしまして、非常な努力で折衝したのでございますけれども、遺憾ながら、先ほど申しましたような事情で実現しなかったわけでありまして。私どもとしましては、今後、何らかの機会におきまして、やはり出資金は増額すべきものであるというふうに考えております。

○中田吉雄君 普通輸出保険におきまして、今後、信用危険まで保険担保していく、そして、その信用危険の範囲も拡大していくということになりますと、どうしても信用調査ということが前提になってくるわけですが、わが国の信用調査機能が非常に完備されていない。それは一体、どういうところにあるのですか。その理由並びに、ただいま四千万ですか、予算的な措置ができたように申されたのですが、それはどういうふうなやり方で使われていくのか、そういうことについて御説明をまず願いたい。

○政府委員(今井善衛君) 西欧諸国、特にイギリス等は信用調査が非常に進んでおるのでございますが、これは古くから、イギリス等におきましては、民間保険会社におきまして、信用危険を担保しておった、さような歴史がございます。向こうは進んでおると思いますが、日本では御承知のように、戦後L・C取引と申しますか、信用状取引をむしろ強制して参ったのをごさいます。取引に二つの形態がございまして、信用状による取引と、それから信用状によらないで、術語でD・AとかD・Pと言っておりますが、あと払いの荷

為替手形と、二つございます。あと払いの荷為替手形によります取引は、これは非常に危険がございまして、したがって、信用調査を十分しなければいかぬということになっております。ところで、つい最近まで、わが国としては、めくら貿易、海外の個々の会社におきまして、海外の取引先の信用が十分わからないというふうな関係から、信用状取引を強制して参っております。したがって、信用状取引ということになりまして、あまり保険に頼らないでもできるというふうな問題がございまして、そういう意味で、信用調査の必要性がそれだけ少なかった。ところが、最近におきまして、各

国の競争関係から見まして、あと払いの手形による取引というものを相当大幅に取り入れております。したがって、かような次第で、信用調査をますます急がなければならぬということが言えるのをごさいます。信用調査の今までの実績から申しますと、三十五年、三十六年、この両年度におきまして、約一十八千件の調査をいたしております。三十七年度の予算におきましては、四千万円計上いたしまして、これで三万件の調査を行ないたい。もっとも、三万件の中には、今までやっております一万八千件と一部ダブっておりますのをごさいます。三十七年度の年度末におきまして、調査件数としては四万二千件を完了する予定でございます。この調査の方法としては、これはアメリカ、イギリス等の信用調査としての専門機関、そういうものに委託いたしますし、それからわが国の為替銀行等でさような調査をやっております。そういうところ

にも委託いたしました。内外ともにかようなあらゆる手はずを整えまして、やって参りたい、かように考えておる次第でございます。

○中田吉雄君 三十七年度で合計四万二千ですか、伝え聞くところでは、イギリスでは二十万ぐらいのバイヤーについて調査をしておりますのではないかと。そういうことでは、一体四万二千というのには目途はどの程度にやれば間に合うというところがあるのですか、年次計画ではどういふものであるかというところ、日本では為替銀行等でもやっておるというところですが、一体日本のそういう調査の機構というのはどういふふうなところになっておるのでしょうか。私実は不案内ですが。

○政府委員(今井善衛君) イギリスにおきましては、海外のバイヤー約二十万件ぐらいを対象にして相当りっぱな資料があるのをごさいます。日本では三十七年度末までにただいま四万二千件の調査と申しましたが、私どもとしては少なくともやはり十万件ぐらいの調査がないと、信用調査機構ができたというふうには言えないのではないかと、かように考えます。この信用調査につきましてはAランク、Bランク、Cランク、Dランクというふうな、相手の信用度に応じてランク別にいたしまして、それを利用してと考えておりますが、日本の為替銀行あたりでやっております調査というのは、これは為替銀行でいろいろ手形を取り扱っておりますので、したがって、ある場合に不渡りになったというふうなケースが出て参ります。あるいは非常に相手として違反ではないようにしる、いろいろ注文をつけてこちら

が困ったというふうなケースがございまして、さような過去におけるいろいろの積み重ねによりまして、為替銀行としてはやっておりますわけのございまして、為替銀行でやっております調査自体も調査員をこわくつか使っておりますのでございまして、決して個々の為替銀行のやっております調査が相当網羅的なものであるとは申せませんが、われわれとしましてそれだけの為替銀行がやっております調査を大成して、それを活用して参りたい、かように考えておる次第でございます。

○中田吉雄君 四千万の信用調査委託費というのですが、これは海外の機関にも、外国の機関にも委託されておりますか、その点はどうか。

○政府委員(今井善衛君) そのとおりでございます。アメリカのダンという調査機関とかあるいはイギリスのケンプスというふうな一流の調査機関がございまして、そこに委託して行なうのをごさいます。四千万の大部分というものはかような所に委託して行なうことになると思ひます。

○中田吉雄君 これと関連して、今アメリカのことをあげたわけですが、日本の貿易振興会ですか。何か一人の人に四千万ぐらいの何か顧問料ですか、払っておるということですが、どうなんでしょうか。

○政府委員(今井善衛君) これはジェトロの制度でございます。たしか三、四年前からだと思ひますが、アメリカでジェトロの常駐の機関がありまして、駒村機関と申しますか、特別の機関を置きまして、それが向こうの有能な弁護士とよく連絡をとりまして、そうしていろいろの報告を

キャッチするという制度があるわけでございまして。それにたしか顧問料と、それから委託料と合せまして七千万円ばかりを計上しております。

○中田吉雄君 信用危険にまで担保するということになりますと、輸出業者は相手方を十分調査せずに輸出契約を結ぶというふうな、保険があるのだからというふうなことはしないのですか。

○政府委員(今井善衛君) 輸出業者が保険にかかりましたも全額担保しているわけじゃないで、大体補率というのがございまして、包括保険におきましては八〇%、それから個別保険におきましては六〇%、したがって、この差額がそれぞれの輸出業者の危険になるわけでございまして。したがって、輸出業者ももしさような事故が起こります場合には、自分には、自分に相当の損失がかかるわけになりますので、やはり相当に慎重に調査を続けるものと考えております。それからこの保険にとりましますときは、輸出業者のほうからもちろん相手方の信用調査書類というものを十分添付させまして、それによりまして、役所にございまして調査書類、それから輸出業者の調査書類、そういうものをよくにらみ合わせながらチェックして参るという仕組にしております。

○中田吉雄君 そうしますと、自分の負担もあるから、もうあまりそういう心配ないということなんですか。その点どうなんですか。

○政府委員(今井善衛君) さようなこととでございます。

○中田吉雄君 このいただいた資料、どういふふうな危険が起きた場合、負担割合になるのだというのを見ると、必ずしもそうもとれぬようなんです。が、当事者も負担するのだから心配ないというところで、そういうことになりませんか。

○政府委員(今井善衛君) この保険にかけます事柄というものは、輸出業者といつても、もちろん自分の及ぶ限りにおきまして向こうの資産状態なり調査するわけでございまして、まあ相手方が新顔に近いというふうなこともあつて、従来取引関係がないので必ずしも確信が持てない、どうしようかなというふうな輸出業者が多し不安を持っておる場合におきまして、保険をかけておるわけでございまして、したがって、輸出業者としてはいろいろの手を尽くしておるけれども、相手方が新顔その他の関係があつて不安がある、その不安というものをできるだけなくしてやるということがこの保険の役目でございますので、したがって、もちろん危険であるわけでございます。これは輸出業者側におきまして、あるいは政府側におきまして、それを国が保険をとってやるというのがやはりこの制度の御利益だといふふうに考えた次第でございます。

○中田吉雄君 国内にある一般のああいう保険のようなことは起こらないと、保険を詐欺したり、いろいろあるでしょう。ああいうことは、これについて起り得ない、あらゆる角度から見てないということなんですか。

○政府委員(今井善衛君) 悪用されますと、そういう可能性が起りやすいのでございまして。特にこの債務不履行というふうな非常に広い事故を保険の対象といたしますと、さようなことが起りやすいのでございまして。で、その事故を防ぎますためには、信用調査をできるだけやるということが大事なのでございまして、先ほど来御指摘がありましたように、まだ信用調査が十分行き届いてはおりませんので、したがってその対象としまして、破産だけに限定しておるわけでございまして、破産が、したがって、相当はつきりした事態、しかもしぼられていくんじゃないかというふうな考えです。それからまた、この保険約款におきまして、相手方につきましても、たとえば二年以上取引があるとか、あるいは二年以上継続して向こうが仕事をしておるといふふうな、向こうの資格につきましても限定したい、かように考えておる次第でございます。

○中田吉雄君 この保険契約の相手方を、外国政府に限って、相手方が民間の場合については、適用されない。これは将来、近い機会に、いわゆる民間の場合でも適用するというようなことにはならないのですか。その点はどうなんですか。

○政府委員(今井善衛君) 相手方の広い意味の債務不履行、そういうことにつきましましては、政府だけに限っておるのでございまして。で、民間につきましては、この債務不履行という広い事故を限定いたしまして、そのうちの破産だけにとつたことにしておるわけでございます。民間につきましても、もつと信用調査が十分行なわれた暁におきましては、相手方の政府に對

してやっておりますと同様な、広い意味の債務不履行ということに拡張して参りたい。今回は破産だけに限定したというのでございまして。

○中田吉雄君 そうしますと、将来信用調査がだんだん完備していけば、さらに対象を広げていくと、こういうことなんですか。

○政府委員(今井善衛君) そのとおりでございます。

○中田吉雄君 この輸出保険が損失をカバーするのは、すべて本人の責めに帰せられないものについて、しかも外国における為替の制限とか、仕向国の輸入制限、戦争、革命、あるいはわが国の輸出制限等というふうな場合に、輸出業者にとつて不慮の原因によつて、そういう場合に、まあ補てんされるのは九〇%ですか、そのほかに一〇%以上は必ず損失を——一〇%の損失があるのですが、この補てんされない損失を何とか補償するような方法はないものかどうか。

○政府委員(今井善衛君) 原則として、ないのでございまして、先ほど申しましたあと払いの手形保険につきましては、府県のほうで、残りの分のほとんど全部につきましてもあつて補償措置をやっております。国が九〇%補償いたしまして、八五%補償しまして——国が、手形保険の場合は八〇%補償いたしまして、残りの二〇%のうち一五%を府県が補償するという制度がございまして、これは府県に強制するわけに参りませんので、府県が自分のところの輸出業者の輸出振興策として取り上げた場合に限って、そのような制度ができることになっております。

○中田吉雄君 これはどの府県がやっているのですか。東京ではやっていると、これは聞いておったのですが、その点と。そうしますと、そういうのは、そういう措置をとれば、たとえば交付金なんかでそれは補てんする財源措置はとられるものかどうか。そういうことはどうですか。

○政府委員(今井善衛君) ただいま実施しております府県は、東京都、神奈川県、静岡県、愛知県、大阪府、兵庫県、大阪府、神戸市、名古屋、こういう貿易の中心になつておる府県が、輸出振興策として取り上げておるようございまして、これは大体富裕府県といふふうなことになるので、必ずしも関連はないのではないかと、こう考えます。

○中田吉雄君 保険特別会計のほうから、損失をかけた相手方に対して損害賠償、あるいは抗議を行なうというふうなことは、これはどうなんですか。

○政府委員(今井善衛君) この輸出保険制度は、他の民間の保険と違ひまして、いわゆる保険の代位制度というものは採用してないわけでございまして、したがって、事故が起りました場合には、政府は保険金を支払うのでございまして、相手方に対する求償関係は、政府の手に移らずに、あくまでも輸出者が相手方から取り立てまして、取り立てた場合に、回収金の率に従つて国に納付する、こういう仕組になつております。したがって、政府が直接相手方に対して取り立てをするということは、原則としてやらないのでございまして。

○中田吉雄君 輸出契約の相手方が外国の政府の場合には、特に低開発地域といいますが、後進地域等に對する場合は、わが国の通商政策上の、貿易振興上の要請もあると思うのですが、このような場合に生ずる損失について、政府はもつと負担すべき——つまり期待利益といいますが、そういうものは別にしても、金額補てんするというようなことを考えるべきじゃないかと思うのですが、その点はどうか。期待利益は別にして、その点はどうか。

○政府委員(今井善衛君) これは非常にむずかしい問題でございまして、相手方が政府であるというのは、後進地域で、国の通商政策的な見地からいいたしても、促進が望ましいのでございまして、ただ保険の制度といたしましては、相手方が政府であるのが、民間であるのが、建前を同一にするというのが建前でございまして、保険というのは、補償と違ひまして、百パーセント補償するのでなくて、幾分かはやはりそれぞれの民間が負担するということが成り立っているわけでございまして、金額損失の場合、国が引き受けるということになりますれば、むしろ國貿易というふうなことに一ぺんに飛ぶわけでございまして、それよりは、むしろ民間としてやっております場合には、相手方が政府でありまして、一部は民間に負担させるといふことが、健全に動くのではないかというところで、かような制度になつてゐる次第でございまして。

○中田吉雄君 いただきました輸出保険運営実績というのがありますが、これの未經過の保険料及び支払準備金を差し引くと、実質的な黒字は一体これはどうなるのですか。それから三十六年度末の推計と三十七年度末の予定はどうなつておるのかという点について、ひとつこの実績を少し御説明願ひたいのです。

○政府委員(今井善衛君) ただいま出資金としましては三十億になつておるのでもございますが、保険特別会計の基金総額といたしましては九十億あるのでもございます。したがひまして、六十億円の差額は、そのうち二十九億圓が未經過保険でございまして、この未經過保険料と申しますのは、保険料が払い込まれておるのでございまして、プラント輸出のような場合に延べ払いという事で、したがひまして、たとえば八年後、十年後に回収できるかどうか。保険料は払われておるけれども、まだ向こうの返済の期日に至つていないという場合に、それを技術的に未經過保険料として処理しておるわけでございまして、それが二十九億圓ございまして、あと事故がすでに起つて支払に充てられなければならぬというその支払基金が十四億圓ございまして、その残余の十七億圓は、これは益金及び利子収入になつております。

それから三十七年度はどういう関係になるかというところでございまして、今の予想におきましては約一億圓の黒字が出るのじゃないかというふうに考へております。ただこの保険自体の本来的収支のほか、九十億圓の金を持つておりますので、それを運用する利子収入を入れますと一億圓というところでございまして、保険本来の収支、これによりましては赤字が約三億三千万程度出まして、利子収入等が五億

圓程度でございまして、繰合ひたしまして一億圓の黒字、したがひまして現在九十億圓の基金がございまして、一年後におきましてそれが一億圓ふえるかふえないかという程度で運用して参りたいと考えております。

○中田吉雄君 最後に、これは政府を相手にした場合にですが、こういうケースは、こういうリスクは一体この國にいつも起るのですか。こういうようなのは日韓貿易なんかを對象にしての改正とは違ひますか。社会党はなんでも想像をたくましくするというわけではないのですが、そういうリスクを、國を相手に一旦契約をしたものをキャンセルしたり、そういうようなのは一体どこどこに、代表的なケースを十くらいあげて、ひとつ予見できる、この答申の中で特にそれなをぜ取り上げてゐるか、これは貿易政策の基本問題に關して廣問したいと思つたのですが、一体なぜ六つ七つの答申があるのに、國を相手のそういう場合が特に改正してゐるか、こは一体どういうわけか、代表的なそういうケースをわかりやすくひとつ。それと韓国にばだいが焦げつき債権があるはずですが、一体何ぼくらいあるのですか。あ

○政府委員(今井善衛君) 現在、相手の買ひ手が政府であるという場合は、これは其産地域は全部御承知のようになつてゐる状態になつております。ソ連なり中共なりあるいはベトナム、北朝鮮、そのほかたとえばインド等におきまして、インドはこれは民間でやります分と政府でやります分と、む

しろ政府自体がやるほうがウェイトが大い。それからビルマにおきましても、ほとんど政府機関でございまして、インドネシアにつきましても、ほとんどが政府機関といふことでございまして。今まで相手國の政府と契約した場合には、相手國がたとえば納期についてあるいは設備設計につきまして、いろいろ難題が出てきた例もございしますが、ただわがほうとしては、これは民間業者でございまして、泣き寝入りになつたケースというものがあつたのでございまして。

○中田吉雄君 具体的に。

○政府委員(今井善衛君) これはたとえばインド等におきまして、インドから何の設備でしたか、機械の注文を受けたときに——発電機につきまして設計変更の申し出がございまして、結局こちらといたしましては、その変更による損失はこちらで負ひしめて、それでもつて受けたという例がございまして。それから中共につきましては、これは非常危険と申しますか、向こうの一般的な制度としまして支払いができなくなつた。したがつてこちらの輸出ができなくなつたというケースがあるのでもございまして、個々のその機関だけの固有の理由によりまして、向こうが支払い不能になつたというケースといふものはないようでございまして。ただ、いろいろ注文はついてくるわけでございまして。

それから韓国の話もございまして、韓国につきましては、これはむしろ逆に民間貿易でございまして、向こうの政府貿易といふのはまずないわけがございまして。しかもオープン・アカウンツによりまして焦げつき、これはそ

れぞれ民間貿易をオープン・アカウンツで清算してゐるという関係でございまして、國としましては、焦げつきに近いようなものができておりますけれども、輸出いたしました民間の業者は、それぞれ金を受け取つてゐるわけがございまして。國の焦げつきと民間の回収不能とは全く別個の問題になつております。この焦げつきとございませんけれども、現在韓国とのオープン・アカウンツで残つております残高といふのは、四千六百万ドル程度でございまして。これにつきましては、昨年の二月に向こうと協定いたしましたので、四千五百七十万ドルをこえた場合におきましては、詳細につきましては覚えておりませんが、一月ないし二月以内に必ずこえた分を向こうは払つてくれるという事で、去年の二月以降は向こうはまじめに実施しております。したがひまして、その残高は約四千六百万ドルよりはふえておりません。

○中田吉雄君 そうしますと、今、日韓兩國の間にプラント輸出とか、いろいろあつて、計画があるようですが、そういうのはこれには関係ないのですか。この對象にはならぬのですか。

○政府委員(今井善衛君) 日韓間の貿易は、いわゆるキャッシュ・ベースのものについてはやつてゐるわけでございまして、プラント類の延べ払いを要するものにつきましては、國交が回復された際におきましては、これは対象になりませんが、それまでは対象にしないでおるわけでございまして。

らしいという成約をしておる。私はそういう何かトリックがあるように思うのですがこれはどうなんですか。

○政府委員(今井善衛君) 日韓間の貿易とこの制度の改正が全く無関係であるということは、先ほど御説明したことに尽きておると思いますが、今度の改正によりましていろいろトリックができるかどうかという問題でございまして、この相手国が政府機関の場合におきましては、他の民間機関よりもむしろ信用度が高いというのが、これは常識だと思ひます。それから相手方が民間人であります場合におきましては、先ほど申しましたように向こうが営業を開始してから何年たつとか、こちらの輸出業者が相手と取引してか何年たつとか、いろいろな関係も調べました上で、さういふ悪用されないように運用して参りたいと考えております。

○中田吉雄君 フィリピンですか、新聞に出ていましたマリキナ・ダムですが、フィリピン政府とあつた何かありましたね。それが大統領選挙にかからんでいふ進んでおつたのが、もしこれをやられると選挙資金の縮小になるというやうなことで、野党の攻撃でなつておつたやうなことが新聞に出ておりましたか、ああいうものは、これが通つておればどうなりますか、この法律の改正案が通つておれば。

○政府委員(今井善衛君) マリキナ・ダムの関係は、あれは賠償でございまして、本来の輸出契約ではございませんで、したがって、これが通つておりまして関係がないのでございします。

○中田吉雄君 あれは賠償と断定でき

ないと私は思つてゐるのです。あれを引き当てにしてくれとか何とかというので、必ずしもあれが賠償でない。

その点は今井局長に調査してもらいたいが、賠償とは——賠償は年々ちゃんとフィリピンに払う額がきまつておつて、さうしてだんだんにやつて参つて、何か引き当てにやるやうにしてくれないかというやうな話があつて、必ずしもあれが賠償というふうになつておるかどうかが私は疑問を持つておるのですが、その点いかがですか。

○政府委員(今井善衛君) 私もさう言われてみますと、はつきりしないのでございしますが、たしか賠償担保ということになりますと、支払いが行なわれない場合におきまして、それを賠償に切りかえる。で、契約がさういふことになつておりましたら、むしろ保険よりももっと確実な担保があるわけでございますので、したがって、さういふ場合には、もしさういふ法律が成立しておりましたら、この貿易特別会計としては引き受けるべきではない、かように考えます。

○中田吉雄君 この相手国が政府——先にインド等の設計変更の例がありましたが、実際契約をやつて、これがあれば受けぬでもいふ損害を受けたというやうな具体的な例のはつきりしたのを二、三ひとつ印刷していただきたい。私の質問を終わります。

○委員長(武藤常介君) 他に御質疑はございせんか。——他に御発言がなければ、本案の質疑は本日はこの程度にとどめます。

○委員長(武藤常介君) 他に御質疑はございせんか。——他に御発言がなければ、本案の質疑は本日はこの程度にとどめます。

品質表示法案を議題といたしまして質疑を行ないます。御質疑のある方は、順次御発言を願ひます。

○近藤信一君 大臣の出席がございせんので、法案の内容について局長にお尋ねをいたしたいと思ひます。この法案は、第一案の目的にもあるやうに、一般消費者の利益を保護することにあります。消費者保護のための法的措置として通産省関係の法律を見ますと、JISマークの工業標準化法、それからテイマーの電気用品取締規則、さらには割賦販売法、不正競争防止法がございします。また通産省と直接関係がございしますが、独禁法がありま

す。公正取引委員会では、独禁法の関連法案として今国会に不当懸賞広告防止法案の提出を予定されておるの聞いておりますが、これら一連の法律とこの家庭用品品質表示法案とは、法域なり規制の方法なりが異なつておるものではないか、いづれも消費者保護の立場からの立法と思われま

す。一体どこが似て、どこが違つておるのかわかりやすく説明をしていただきたいと思ひます。

○政府委員(佐橋滋君) お答えいたします。まず、工業標準化法でございしますが、工業標準化法は、あらかじめ一定の品質の規格を定めておきまして、これに適合する商品に合格する旨の表示、つまりJISマークを打つて、商品全体の品質の保証なり、あるいは優良性を問題にいたしておるわけでありま

す。ところで本法案は、品質自体の優良性とさういふことは無関係に、品物自体にあるがままの表示といひますか、適正な表示をするといふことを内容にいたしておりまして、その個々の商品

の品質を問題にいたしておりまして、商品全体の品質保証とか、あるいは優良性といふやうなことをねらつておらないのでございまして、その点が標準化法との相異であります。

それから電気用品取締法でございしますが、電気用品取締法は、御承知のやうに、先国会におきまして成立した法律でございまして、これは電気器具の危険や、あるいは障害の発生を防止するといふ意味で、電気用品の型式についての認可を受けることを義務づけてお

りまして、認可を受けたものにのみテイマーをつけておるやうなことにテイマーをつけておるやうな危険、障害の防止法案であります。これは法律自体には、使用の方法とか、あるいは取り扱い上の注意といふやうなことは、一切問題になつていないのでありま

す。今度の提案いたしております家庭用品品質表示法は、さういふたな

んといひますか、型式、性能といったやうなことは問題でございせんので、先ほど申しましたやうに品質の適正な表示だといふことをねらつておりました。さらに消費者のために使用方法なり、あるいは取り扱い上の注意なり、いわゆる親切な表示、正しい表示をする

ことを対象といたしておりまして、それぞれ目的において相違があるわけでありま

す。次に、割賦販売法であります。これも先国会に成立を見たのでありますが、これは割賦のいわゆる正しい取引が行なわれま

す。契約の規制を内容にいたしておるのであります。本法案が品質の表示をねらつておるものと全然法域を異にしておるものであります。

次に、独禁法であります。独禁法は、いわゆる何といひますか、不正競争を取り締まる法律でございまして、本法案と比較的似ておるものは、独禁法の第二条第七項第三号でありまして、不当顧客の誘引の防止規定でありま

す。これはいわゆる不正な取引を行ないます場合、いわゆる正しい競争が行なわれな

いおそれがあります場合に限りて発動するものであります。しかも表示の強制といふことは全然できない仕組みになつております。今度のわれわれの法案は、いわゆる不正競争といふものではないので、商品自体が消費者に対して正しく表示されるというこ

んで、やはり先ほど申しましたように、業者間の公正な競争が阻害されるという場合のみ発動されるものでありまして、法の目的なりあるいは法域なり規制の方法が違っておるわけであります、私のほうの今回提案いたしましたのは、どこまでも個々の商品についてその商品が持つておる正しい性質なり用途なりというようなものを表示するということをねらひにいたしておりますので、今まで先生がおあげになりました各法律とはそれぞれ内容を異にしておるものであります。

○近藤信一君　ただいまの御説明によりますと、法全体の立場からいけば、消費者保護という建前に立つておる、こういうことが重点に置かれておるようにも思われるのですが、それと間違ひございませんか。

○政府委員（佐橋滋君） 間違ひありません。

○近藤信一君 この法案の第二条に、本法案の対象となる商品があげられているが、品質を識別することは、通産省所管の物資の中でも相当の商品について必要ではないかと思ひます。それが今回のこの法案では、繊維製品、合成樹脂加工品、それから電気機械器具及び雑貨工業品に限ったことになるのですが、この他の商品に対しては何らも触れていない、一体これだけに限ったという理由はどこにありますか。

○政府委員(佐橋滋君) 消費者保護の見地から、一般に普及されております家庭用品について品質を表示するということは、これはいづれも必要なことでありますが、しかし表示をしなくてもわかるというようなものは本法案の対象にする必要はないとわれわれは考

えておりまして、現在實際の問題としてどういうようなものが必要があるかかというのを、具体的な家庭用品につきまして調べました結果、ただいま御指摘のような二条に書きました繊維製品、合成樹脂加工品、電気機械器具と雑貨工業品という大體この四つの種類の中に包含されるものと考えております。この四つの家庭用品のうち、特に品質の識別が著しく困難でかつその品質を識別することがぜひ必要だということで政令で定めるものに指定をするようにいたしましたわけでありますが、今

後またわれわれが考えておりません。新しいこういった分類に入らない家庭用品が現われました場合、しかもただいま申しましたような識別する必要があるという商品が現われますれば、そのときにはこの法律を改正をして拡大する必要がある、こういうように考えておりますが、われわれ現在承知してお

ります。研究の範囲内では大体まあこの四つのカテゴリーで十分かと考えております。

○近藤仁一君　今の御説明によりましますと、当面の間はこの四つでいけるんじゃないか、こういう御説明でございませうが、やはり家庭用品ということになりますれば、この四つ以外の面でも相当私は現在でも教えればあると思うのであります。そういう点、その必要が生じてくればまた法改正をやる、

こういふことでございますが、私は、出てきて必要があればもう一ぺん法改正するというのでなくて、やはり、こういう法案が出るならば、当初から、そういう面についても十分考えていく必要があるのじやないか、こういうふうに私思うのですが、この点いかがで

すか<sub>α</sub>

○政府委員(佐橋滋君) この繊維製品  
あるいは合成樹脂加工品、電気機械器具、  
雑貨工業品というのは、大体系家庭  
用品で通産所管の関係のものをや、網  
羅的に考えておるカテゴリーであり  
まして、これ自体がそれぞれ非常にわ  
れわれとしては広く読むつもりでござ  
います、このカテゴリーに入らない

というの、いわゆるわれわれが本法  
案で予定しておる品物の中には現在の  
ところ考えつきませんので、大体これ  
で十分ではないか、こういうふうに考  
えております。ただいまも申しました  
ように、どうしてもこの範疇では読み  
にくいというようなものが新しく発見  
されるとか、発明されるとか、普及す  
るとかというような事態になりますれ  
ば、法律を改正する必要があるの  
じゃないか、こういうふうに考えてお  
ります。

○近藤信一君 私はちよつとこう考えただけでも陶磁器だとか、ゴム製品だとか、こういう面もあると思うの

ですが、これはこの雑貨工業品の中に、一般消費者が購入に際して品質を識別することが著しく困難である、こういうふうにあるのですが、その部類に入れてのお考えですか。

○政府委員(佐橋滋君) ただいま先生の御指摘になりましたような陶磁器だとかあるいはゴム製品だというような

ものも雑貨工業品という範疇に十分に  
入り得ると私は考えております。

○近藤信一君 この法案の対象となる  
商品のうち一定の条件に当てはまるも  
のをここに政令で指定することになっ  
ているが、その条件をもう少し具体的  
に示してもらいたいのであります。た

たとえば一般消費者が購入の際に「品質を識別することが著しく困難」であるものをとて、「その品質を識別することとが、そういうものが特に必要である」とか、そういうふうなことは、具体的にどういう場合をあなたのほうではおさしになるのか。また、政令ではさしあたりどんな商品指定されようとしておられるのか。この点はいかがですか。

○政府委員(佐橋滋君) 法案では、ただいま御指摘のように一般消費者が「その購入に際し品質を識別することが著しく困難」という条件と、それから「その品質を識別することが特に必要」という二つの条件をかなえたもので政令で定めるということになっておるわけでありまして、われわれが現在考えておりますのは、ただいまの第一の条件の「品質を識別することが著しく困難」といいますのは、たとえば外観だけ見まして品質の識別が著し

く困難な商品、たとえば各種の纖維製品、品の混紡のものといったようなものが該当すると思いますが、外観だけ見て

品質の識別が困難だというもの。それから次には、類似品が非常に多いために品質の識別が困難だと、たとえば合成樹脂製品関係の、ポリエチレンだとかポリスチレンだとかいうようなものがこれに該当すると考えております。あるいは品質を示す用語の使い方が混乱しているために品質の識別が著しく

困難なもの、たとえば既製服の学童服等、何才用だ、かいうようなことが書いてありますが、その何才用の寸法自身も、これは各業者によつてまちまちでありますために、ちよつと見ただけではわからないというようなことを考へておくことであります。

われわれは、この法案では、一般消費者の通常生活に供せられる家庭用品の品質表示を考えておりますので、注文生産によりますような場合は、これはまあ特定の注文をされる場合であります。が、こういったものは考えておらないわけでありますが、このいわゆる識別の困難だというのは、これは、消費者のいわゆる知識水準の向上だとか

いうようなことによってもあるいは大きく変化すると考えられますので、この困難性の判断といえますのは場所あるいは時代によって若干実数は変化すると、こういうふうに考えておるわけでありです。次に、第二番目の条件であります。いわゆる品質の識別がぜひ必要であるという条件でございますが、われわれが考えておりますのは、品質の識別を誤りますと、損失が大きい商品、たとえば先ほど申しました既製服あたりで、サイズが違いますとこれは

何のために買ったのかわからないというような事態が招来されるわけであり  
ます。

次には品質の識別を誤りますと危険な商品。これはセルロイド玩具等に見られる例でありますが、そういう危険を来たすおそれのある商品。あるいは使用方法を誤りますと、そのもの自体がこわれたりあるいは効用を発揮しない商品。これは合成樹脂加工品のまあ台所用具等にあります。熱に弱かつ

たりというように、ことがわからないために消費者に不測の損害を与えるというようなことが考えられるわけであります。そのほか使用方法を誤りますと、そのもの自体はどうということはありませんが、ほかの商品を、何といえますか、影響を与えるといえます。

か、こわすといったようなもの、これは洗たく、いわゆるまあ合成洗剤だとかあるいは合成塗料等にあるわけであります。あるいは使用方法を誤りますと危険な商品、先ほどはセロイド玩具の例で申しましたが、これは、使用方法を誤った場合に危険なというものは、たとえば石油ストーブ等に点火をしてから油の注入等をいたしますと非常な危険な事態が起きるといったようなことを考えておるわけであります。

ただいま先生の御指摘のように、どういった品種を具体的に政令で指定するかということは、今後家庭用品品質表示審議会が決定していただくことになっておりますが、われわれが事務的に考えております対象品目は、いわゆるまあ繊維製品——綿、毛、あるいはスフ、人絹ナイロン、ビニロン等の織物二次製品、メリヤス製品、あるいはテトロンなどのようなポリエステル系の繊維、あるいはボンネル、エクストラ、カシミアなどのポリアクリル系の製品を繊維関係としては考えております。

次に、合成樹脂加工品の関係では、食卓、台所用具等の合成樹脂成形品、あるいは合成樹脂塗料だとか接着剤だとかというようなものを考えております。

電気機械器具は、アイロンだとかあるいはその他の電気機械器具を、大体一般消費者によく使われますもので条件を備えたものを指定をいたそうと考えております。

それから雑貨工業品では、合成皮革製品、カバン、袋物等だとか、あるいは耐熱ガラス製品だとか、粉末石鹼だ

とか、こういったようなものを現在のところ事務的には予定いたしておりますが、法案が成立した場合には審議会が慎重に消費者の声を聞いた上で指定をして参りたい、こういうふうに考えております。

○近藤信一君 昨年たいへんに問題になりましたカン詰なんというものは、購入の際に品質の識別をすることが非常に困難ですが、あのカン詰なんというものは家庭用品のうちに入らないのですか。

○政府委員(佐橋滋君) ただいま近藤先生の御指摘のカン詰類は食品でありまして、もちろん広い意味の家庭用品でありまして、これは食品衛生法によつて別に規制が行なわれることになっておりますので、本法案からははずすことにいたしておるわけであります。

○近藤信一君 第三条の規定によると、政令で指定された家庭用品ごとに表示事項とそれから順守事項を表示の標準として告示することになっております。表示事項というのは商品の成分、それから性能、用途、貯法その他、ということであり、順守事項というのは、表示の方法その他表示事項の表示に際して製造業者等が順守すべき事項となつてゐるのです。ただこれだけの表現では正しく親切な表示をどのくらいに行なおうとするのかわからないので、具体的な事例をあげて御説明をお願いいたします。

○政府委員(佐橋滋君) この表示のいわゆるまあ表示の標準の内容といふことです。これはそれぞれの家庭用品につきまして一体何を表示すべきか、表示する際にはどういう方法で、どういう

ルールに従つて表示すべきかというところを書いておるわけでありまして、こまかい内容につきましては、この法案だけでは確かに御指摘のようにわからないのでありますが、要するに、商品ごとに消費者が最も知りたいと思つておることを検討いたしまして、それをどうしたら最もわかりやすく、親切に、しかも正確に表示ができるかというところを、この家庭用品品質審議会の場で、関係者が十分検討した上で商品ごとに決定をされるという運びになるかと考えておりますが、われわれが考えておる、まず何を表示すべきかというような点につきましては、たとえば繊維製品に例をとりますれば、それが純綿製品であるか、あるいは混紡製品であるか、合成繊維であるかというような組成の区別が第一番に問題になると思ひます。あるいはそのほかに、消費者の便宜のために、アイロンをかけるときの温度は一体どれくらいが適当か、あるいはこれを貯蔵しておきます場合といふことも、しまつておきます場合のその貯蔵の方法だとか、あるいは染色堅牢度とかいうようなものも表示の内容になるかと考えております。

表示の方法と申しますのは、たとえば織り物であれば、その表示を、反物ならば反末につけるとか、あるいは耳に織り込むというような方法、あるいは既製服等でありましたれば背中のところにマークをつけるとか、あるいはその他の家庭生活品には刻印を押すとかいうような形で、その方法がきめられることにならうかと考えております。そのほか表示をいたします場合のルールとして考えられますのは、純綿だとか、あるいはオール綿だとかいう

ような言葉を使います場合には、綿花が一〇〇%入つていなければならぬとかというようなこと、あるいは染色堅牢度を示すためにはファストカラーだとかいうような用語を使ひますれば、その場合にはこうこういう堅牢度でなければいけないとかいうようなことをきめたいというふうに考えておりますが、冒頭に申しましたように、このこまかいことは、この家庭用品品質審議会において十分に検討された上で具体的に示される、こういうふうに考えております。

○近藤信一君 同じく第三条によつて表示の標準を告示し、業者がこの標準に従つて表示をしなければならぬ、また、表示をしても標準に示された事項を守らない場合には、表示の標準を守りなさいという通産大臣からの指示が業者に出されるのです。さらにこの指示に従わぬ業者は官報や新聞等に公表するといふ社会的制裁まで用意されております。もちろんこのことは法的には行政処分としての表示をすることが、業者にとつては表示をすることはいいやだとは言えない規定で、相当手痛いものであると思ひます。そのように考へてくると、第五条以下の通産大臣の行政、表示についての命令並びにこれに対する違反者の罰則の規定は少し強過ぎやしないかと思ひますが、この点はいかがですか。

○政府委員(佐橋滋君) この法律の實質的な規定は三条から八条までになつておりました。ただいま先生の御指摘のように、四条で個々の業者に対して表示に従わぬ場合には、順守すべき指示をし、それに従わぬ場合には公表をして、いわゆる罰則はかけません

が、社会的批判にまかせるというような新しい規定を設けたわけでありまして、これは繊維製品品質表示法にはなかつた規定でありまして、この品質の表示を適正に行なわせるためにいろいろの弾力的な規定を用意したわけでありまして、品質表示が的確に行なわれるというところは、これは一にかかつてメーカー、販売業者のいわゆるそういった自主的態勢といひますか、非常に重要でありまして、われわれといたしましては業界に対してそういうふうに積極的に表示を消費者のために親切に丁寧に行なうように指導して参りたいと考えておりますが、しかし、そういった指導を行ないます場合も、最終的にはいよいよ強制規定、あるいは罰則規定があること自体がそういった業界の積極的な指導ということに可なりまして、五条、六条と逐次強化した規制を行ない得るようになつておりますが、ただいまも申しましたように、本質はあくまでも業界の自主的な自覚によつてこういうことが行なわれることが望ましいわけでありまして、強制規定はただいまも御指摘のように、業界に非常に圧力を加えるものであります。できるだけわれわれとしてはそういういよいよゆるゆるの伝家の宝刀的な規定は使用しないで、われわれが意図しておることが実行できるということを望んでおるわけでありまして。

○近藤信一君 新聞や公報にこうした指示に従わなかつたものを公表するといふような事例というのは、他に何かありますか。またどういふ点がそういうことを行なつておるか。

○政府委員(佐橋滋君) 私、今ちよつ

とここに法案を用意しておりますが、輸出入取引法にはこういった条文があるようであります。

○近藤信一君 今までのことを行なった事例はありますか。

○政府委員(佐橋滋君) ただいまの輸出入取引法で不正な取引を行なった場合に公表することができると規定になっております。事例は一、二件あるようでございます。

○近藤信一君 どういう種類かおわかりになりますか。

○政府委員(佐橋滋君) ただいま事例をちよつと――品質表示審議会にそういう点があるようであります。これは通商局のほうの所管でありますので、そのほかにもいい例があるかと思ひますので、これは後ほど調査した上で資料を提出したいと考えております。

○近藤信一君 通産大臣の命令のうちでも、第五条の命令は無理とはいへないかもしれませんが、この命令があつても表示するかどうかは依然として業者の自由意思で表示をするとするれば、第三条の「表示の標準」に示されている事項によつて正しく親切に表示しないという命令であるから、命令の内容容としてはそう業者に負担にならないと思うが、しかし第六条の命令は表示をしなければ、販売をしてはならないという表示の強制でございます。これは消費者にとつてはきわめてけっこうなことであるが、業者にとつては相当の負担になるわけでございまして、もちろんこの命令の発動には二つの条件があります。その一つは、対象商品についてであつて、生活必需品またはその原材料である家庭用品に限つており、第二の条件は、「表示されていない

ものが広く販売されており、これを放置しては一般消費者の利益を著しく害すると認めるとき」と、発動時期を限定していることでございます。そこで、通産省に伺いたいのは、この条件を運用面でどのようなやり方で、どのような商品に発動するかということでありまして、また繊維の表示法の場合のように、伝家の宝刀として簡単には抜かないのかどうか、その辺のところを具体的な例示をもつて示してもらいたいと思ひます。

○政府委員(佐橋滋君) ただいま御指摘のように、この六条の規定は、消費者にはきわめて便利であります。お説のとおり、表示をする側にはそれだけの負担をかけることになりまして、この条項の発動につきましても、これは慎重を期したいと考えております。

そこで、具体的な例を現在持ち合わせておりませんが、こういうことが問題になります場合には、その問題になりました商品ごとに、流通あるいは消費の実態を十分に見きわめた上で、発動することになりたしたいと考えております。まさに、御指摘のように、伝家の宝刀と考えておるわけでありまして、繊維製品品質表示法にも任意表示規定と強制表示規定と両方の建前になっておりまして、強制表示は一回も行なわれたことがなかったものであります。これは行政管理者あたりの先般の勧告にも、この強制表示が要望されておりますので、繊維製品につきましても、関係方面の現在意見を徴しまして、その実施の可否を検討いたしておりますが、いづれにいたしまして、も、よほどの事態でない、この条文を発動するということは考えておりま

せん。

○近藤信一君 特に中小企業者は大企業と競争していかなければならぬという建前で、原材料についてはどうしても、これは大企業と比較すると、品質が落ちる場合がある。それでなければ、商品面で戦つていけないという業者の話も私もよく聞かれます。どうですか、そういう面についてはどうですか。

○政府委員(佐橋滋君) ただいま御指摘のように、中小企業のものが品質的に大企業のものより落ちるといふものもあるいはあるかもしれませんが、逆に中小企業の製品のほうが大企業の製品よりもいいという場合も現実にあるわけでありまして、この法案でねらつておりますのは、その商品の持つておる性質、そのまゝを表示してもらつて、大企業なるがゆえに、何といひますか、大企業を優遇するとか、あるいは中小企業を圧迫するとかいふようなことは全然考えていないわけでありまして、むしろ家庭用品について正しい表示が行なわれるというこの結果、中小企業の優良製品といふものが、大企業のいわゆるマークで売られていたものに対して、何といひますか、逆に優位性を保ち得るというふうなこともあるかと考えております。われわれはこの法案で中小企業を圧迫するといふようなことは全然考えていないわけでありま

○近藤信一君 第六条命令の特別措置として、通産省みずからが検査し表示事項を定め、その表示を強制する場合に、国の検査機関その他検査するのは、今までの例からいっても、きわめ

て時間がかかると思ひます。こんなことから納期延滞などで取引上困ることになりはしないか。また、そういう場合の検査機関として、第八条によつて一定の資格条件がなく、品質を識別する検査設備等を備へ表示を公正に行なうと認められたものを、民間、特殊法人を問はず認めようとしております。この場合、政府はこれら認可検査機関としてどのようなものを考えておるのか。さらにこれらの認可検査機関の監督はどのようにする考えでおられるのか、この点お尋ねいたします。

○政府委員(佐橋滋君) この七条の規定は、表示の強制を行ないます場合の特別な場合に限定をいたしておりますので、この第七条が発動されるという場合は非常にまれな少くないのじやないかというふうなことを考えておりますが、ただいま御指摘のように、検査その他に時間がかかるかといふようなことで業者者に無用の迷惑をかけることもあり得ると思ひますので、その点につきましては十分に配慮いたして参りたい。

ただいま御指摘のように、八条の国の検査機関で間に合わない場合には、いわゆる技術者なり、あるいは必要にして、国の機関で検査したのと同じような扱いにしたいと考えております。具体的には繊維関係にありますように、各地にあります検査協会がこれに該当すると、こう考えておりますが、こういった検査機関はほとんど全部が公益法人でありまして、その八条の業務を行なわせるにつきましては十分厳重な監督を加えて間違ひのないようにいたして参りたい、こういうふう

うに考えております。

○近藤信一君 検査機関で、昨年もちよつと問題がございましたが、政府の監督が十分でない、民間のあいり検査機関といふものは、いろいろ問題を起こしやすいものではないか、この点今後あなたのほうはどのように監督をしていかれる御予定ですか。

○政府委員(佐橋滋君) 御指摘のように、先般、機械金属検査協会が事故があつたようでありまして、これは何といひますか、われわれのほうの、いわゆる監督をやります人員その他についての能力が十分でない点もあると思ひますが、御指示がありましたように、これは出させます報告書の厳重なる管理なりあるいはできるだけ職員を派遣する等の方法によりまして、従来以上に監督を強化して参りたいと考えております。

○近藤信一君 この法案では表示の責任者は製造業者、販売業者それから表示業者となつております。しかし、どの段階でだれが所定の表示をするのか明確ではない。強制表示の場合は通産省令で明示するかもしれませんが、指示の場合はその区分がないようでありまして、この点を明確にされたいと思ひます。

○政府委員(佐橋滋君) まあ問題になりますのは、五条と六条と思ひますが、五条の場合には表示をするかしないかは、一応自由になつておりますが、表示をする以上は、これをまあ適正にしろといふことを義務づけておるわけでありまして、この実際に表示をした者が規制の対象となるわけでありまして、表示について責任を負う者といふのは、それぞれの段階におきまし

て、製造業者であることもあれば、販売業者でもあれば、あるいは表示業者であるというようなこともありまして、それぞれの、まあ段階に応じて相違があるわけであります。

六条の関係では、第一次的には、家庭用品が製造または加工されてから、最初にこれを販売する者、つまりメーカーが表示の責任を負うということになるわけであります。まあ、第二次的に考えられますことは、商品が流通いたします途中において表示が脱落した場合とか、あるいは表示をしてないものを販売業者が買い受けて消費者に販売するというような特殊な場合におきましては、販売業者が表示の責任を負うということになるわけであります。

○近藤信一君 この法案の運用については通産省と業者のみの関係でなく、消費者の声を強く反映させる必要があると思ふのです。この点は家庭用品品質表示審議会の設置や第十条の通産大臣への苦情の申し立て事項があるが、これを活用するためには、主務官庁である通産省並びに権限を一部委任されている都道府県が親切丁寧に消費者に接することが大切でございまして。そういう意味で、次の諸点について政府の意向をお伺いいたします。

その第一点は、現在の通産省、都道府県の関係機構及び人員で、この法案の運用は大丈夫かという点。第二点は、通産省と都道府県との連絡はどのようなにするのか。第三点は、第十条で一般消費者から苦情があった場合、「適当な措置」をするということになっているが、「適当な措置」とはどういうことを指すのか。第四として、これらの

問題についての啓蒙宣伝はどのような方法で行なうのか、以上の点をお尋ねします。

○政府委員(佐橋滋君) 御質問の第一の、機構人員に関するお尋ねであります。消費者行政というものは通産省では今後大きな柱として取り上げて参らなければならぬと考えておりますが、そのためには、もちろん現在の人員で十分であるとは申されませんので、この点については今後充実ははかつて参りたいと考えておりますが、商品別の問題は私の省で参りますれば、各原局の所管でありますので、こういった原局との関係で、現在の段階では少なくとも与えられた人員の適正な配置がえ等によりまして、できるだけ支障のないようにやって参りたい、新しい機構を作るといふことは考えておらないのであります。

それから第二番目の、都道府県との関係であります。問題の性質が非常に広範多岐にわたりますので、当然これは都道府県の協力を得なければなりません。都道府県の協力を得なければならぬわけでありまして、しかるべく都道府県に権限の委譲をいたしておるわけでありまして、この消費者の接点なりあるいは表示がどういふように行なわれておるかという確認の仕事につきましては、都道府県と十分に連絡を参りたい。たとえば、東京都あたりにつきましては、消費生活物資対策審議会というふうなものも設けられておりますので、こういった点につきまして都道府県と十分具体的に相談をして参るつもりであります。

第三番目の、苦情処理のお尋ねであります。苦情処理につきましては、消費者の申し出に応じまして、まず十

分に事態の実態を調査した上、まあ次のような措置をとりたい。ということからは、表示の標準の改善なり指示公表といったようないわゆる四関係の措置を考えて参りたい。あるいは報告の聴取だとかあるいは立ち入り検査をやってみるとか、あるいはメーカーのほうへ行政指導をやってみるとかいうようなことをわれわれとしては考えておるわけであります。

次に、啓蒙宣伝の問題であります。これはまあ法律の性質上、消費者に十分に理解されることが必要でありますので、この法律が通りました場合には、説明会等を開くなりあるいは消費者団体に積極的な協力をわづらわすなりいたしまして、十分に啓蒙の実を上げるように考慮して参りたいと考えております。

○近藤信一君 この法案が施行されますれば、一斉に表示されなければならぬことになるわけですが、今の御説明で行くと、人員の点では非常に不十分だといふようなお話でございまして、これをずっと各店頭に出たものが表示されているかどうか、正確にこれが遂行されているかどうか、こういう調査関係については、どういふ工合でやられますか。

○政府委員(佐橋滋君) 昨年消費者協を作りましたのも、こういう消費者行政の一環をになおせるための措置でありまして、消費者協会を通じて消費者の声を聞き取りあるいは苦情処理その他につきまして特に消費者の声を聞くというふうなことも考えておりますが、私のほうの本省自体にはそれほど人員その他ないわけでありまして、これは府県に協力を求めまして、たと

えば、府県の商工課あたりでは先般のメイトル法の施行等につきましても、小売商あるいは百貨店等に相当な人員を出して詳細に調べ上げたあるいは勧奨いたしておられます経験もございまして、府県の十分な協力によってこの法の目的がうまく施行できますようにやって参りたいと、こう考えております。

○近藤信一君 さきの消費者の不満調査によると、いろんな不満があらわす。その中には次のように、いくら表示しても、これらの不満に対処できないようなものがあるのです。こういう点について、この法案で表示する場合は、どのように書くのか。たとえば洗剤、石けんでは、減りやすい、長くすすぐが、あわがとれない、また水すすぐするときは、石けんが落ちにくい。また食器、調理道具のごときは、きゅうすのように口のところがすぐこわれるとか、またほうちようでいうと、ステンレスは切れにくい。また金のさるんか、針金が折れて食物にまじって、のどにささる。衣料品では、先ほども申し上げましたパンツのゴムひもがすぐ弱るとか、また既製服なんかは雨に会ったと、すぐよれよれになるとか、電気製品では差し込みが、何回もやるとネジがゆるむとか、こういういろいろあるわけですが、こうしたものは、なかなかうまい表示方法がないと思ひますが、この点はいかがですか。

○政府委員(佐橋滋君) ただいま、いろいろ商品ごとに御指摘になりましたが、この不満調査は商品自体に対しては不満と、それから表示に対する不満と二つに分けられるかと思ひますが、今の御指摘の、口がこわれやすいだの

何だのといふものは、大体商品そのものに對する不満だと考えます。この解決には、これは基本的には商品自体の品質を向上させるということが必要なのであります。このためには、なるべく行政指導を行ないますと同時に、消費者協会等で、いわゆるまあそれぞれの品質規格といふものか、というふうなことも実施して、全体として商品の品質を向上させるといふことをする以外に手がなしかと考えております。

われわれはこの法案でねらっておりますのは、正しい表示という、その商品ごとに正しい表示を消費者の便利のために行なえといふことを考えておるわけでありまして、今の、こわれやすいとか何とかがいふのは、ちよつとわれわれのほうとしては、どう書いていいの、答えに窮しますが、これは先ほど申しましたように、それぞれの商品につきまして、たとえば品質審議会の場を借りまして消費者の便利なように、どういふふうな表示をしたらいいか、十分研究した上で、消費者の便に供したい、こういうふうに考えております。

○牛田寛君 関連。ただいま表示のいろいろなる事項のこまかい問題について御質問が出たわけでありまして、この表示の仕方、第三条にありますが、「成分、性能、用途、貯法その他品質に、生活必需品又はその原料若しくは材料たる家庭用品について、表示事項が表示されていない」ため非常に不便であるといふような問題、それから第七条にも、その一つのケースが示されておりますが、このような規定をお作

りになった以上には、現在ある販売、製造、販売されている製品について、実際にこういうふうな品物には、こういうふうな表示が必要だというふうな必要性を痛感されたために、このような法律が作られた、こう思うんです。

ですから、やはり具体的にこれこれの品物にはこういうふうな性能、こういうふうな品物に対しては成分、というふうな、一つの予想というものを、お持ちになつておられるんですね。ですから一つの通産省としての表示に対する構想というものを私は示していただきたいと思います。そういう意味で性能、成分あるいは用途あるいは貯法あるいはその他表示すべき事項、あるいは表示されていないで販売されている品物に対しては非常に不利益をこうむっている品物、また第七条における非常に表示が困難であるために、いろいろ問題を起しやすいた品物、そういうような実例をひとつ分類したリストを御提出いただきたいと思います。これは資料要求であります、お願いいたします。

○政府委員(佐橋滋君) 一応、われわれとしてはわれわれなりに考えております製品と、それから表示の仕方の問題、表示の内容の問題についての案を持っておりまして、後ほど手元にお届けいたします。

○牛田寛君 それから第七条ですね、一製造業者、販売業者又は表示業者によつては当該家庭用品に係る表示事項を適正に表示することが著しく困難であると認めるときは、「これは、実際にどういふ場合ですか、実例をあげて御説明をお願いしたいと思います。」

○政府委員(佐橋滋君) これは、この検査のために高度の検査技術が要るとか、あるいは検査施設を設置しますために、個々の業者では非常に経済的に負担がかさむといったような場合には、国ないしは特定の機関でやることに必要であると考えておまして、大體組織関係に、こういう事例が非常に多いわけでありまして、繊維では、たとえば繊維なら繊維検査協会でやっております、個々の業者はやっておりません。

○近藤信一君 最後に局長に一つお尋ねして、大臣が見えたから大臣にお尋ねしますが、局長は、先ほど言われましたように、たとえば粉石けんなんか、外から見てもただペーパーがきれいで、中の品質等についてはなかなかしろうとは見かけることができない。今御承知のように、粉石けんなんかでも食器を洗うやつとか、また繊維類のスフとかまたナイロンだとか、いろいろあるわけなんです、こういうものに対しては、どういふふうな区別でこれを表示されるのですか。

○政府委員(佐橋滋君) ただいま近藤先生の御指摘の中に、案外洗つてもよごれが落ちないのだとか、あわがどうのこうのという問題があったわけですが、これはいわゆる洗剤としての価値がないものでありまして、これは、それ自体の商品をよくするために、先ほども申しましたように業界を指導する必要があると思つておますが、たとえば今の石けん等について、われわれが考えておりますのは、たとえばアルカリ性のもので、毛や絹といったような動物性繊維を洗いますと生地がいたむわけ

でありまして、アルカリ性であるとか、あるいは中性であるとかいうことをはっきり表示させることによって、そういう点での消費者の利便ということを考えておるわけでありまして、品物自体が、どうも悪いんだというものは、これは品物自体をよくするように業界を指導して参りたい、こう考えております。

○近藤信一君 品物自体の問題、品物自体、これは品質の問題を検査しなければならぬ、こういうことになるんだが、そうすればですね、ただ、これは何に使うのだ、これは何に使うのだ、ほんとうの本質になる落合工合とかなんとかいうものに対しては、今度は、何らこれに対する規制をしていないと思うのですが、この点どうですか。

○政府委員(佐橋滋君) どのくらいの繊維製品を洗う場合には、大体どのくらいの量を使つたらいいかというふうなことも、もちろんわれわれとして表示の内容として考えておりますが、まあ品物自身の悪いのは、どうも悪ければ悪いなりに丁寧に書けというものが、われわれの考えでありまして、商品を表示するとき、どう悪いという表示はできないと思つておますが、とにかくわれわれのほうで考えておりますのは、正確に丁寧に親切に、あるがままの表示をしていくということをおねがひして参りたいと思つておます。

○近藤信一君 そうすると、私はむしろこの器だけに表示して、内容は落ちるような現象が出てくるんじゃないかと思つておますが、ただいま申しましたように品質自身を向上させるというものにつきましては、別途行政指導をする必要があると考えております。そのた

めには先ほど申しあげましたJISの問題だとか、JIS規格に乗せるように指導するとか、あるいはただいま中田先生御指摘のようなものにつきましては、電気用品取締法によります正しき商品等の充実をはかるというふうなことで、この法案とは別の体系で指導して参りたい、こう考えております。

○近藤信一君 通産大臣がせっかくおいでになりましたので、大臣にお尋ねいたしますが、通産省では前から、消費者行政に目をつけておられたように、本格的に取り組もうとしておられるのは、何よりまず先に消費者行政の目的は、何よりもまず先に良質低廉な品物を供給して、その品物が消費者の望むところと全く一致することが望ましいのであります。そのためには、消費者に対するいろいろな不満を、できるだけ取り除くことが必要でありまして、特に一般消費者は不特定多数であるので、その声はなかなか聞きにくいと思つて、為政者として、どのような方法で消費者の声を聞き取り、いろいろな不満に対処するため、どのような方策を今後考えておられるのか、その基本的態度から、まずお尋ねいたします。

○政府委員(佐橋滋君) われわれ正確な商品別の表示をさせることによつて、付随的な効果として、業者の製品がよくなるということも期待はできると思つておますが、ただいま申しましたように品質自身を向上させるというものにつきましては、別途行政指導をする必要があると考えております。そのた

めには先ほど申しあげましたJISの問題だとか、JIS規格に乗せるように指導するとか、あるいはただいま中田先生御指摘のようなものにつきましては、電気用品取締法によります正しき商品等の充実をはかるというふうなことで、この法案とは別の体系で指導して参りたい、こう考えております。

○中田吉雄君 性能をよくすることは関係ないことになるんですね、これは表示というものの、いや、実はです、私、前に勉強をするために電気スタンドを買つて、差し込みがさっぱり買つてきたら合わないのです。すぐゆるんじやつて。だからがきを挟んで、下にぐらぐらしなようにしたり、まあ難儀をして、あきらめて、また新しいのを買ったんです。

そういうのは、この第三条なんか見ると、そういうものをよくするということとは、何の関係もない。ただ性能を、使い方というふうなことを表示するといふなら、むしろそういうものであつても、一応、差し込みの外形をしておれば、むしろその表示があつて、悪貨も大いにパスをしたという証明みたいなことになつていかないか。それはどうですか。

○政府委員(佐橋滋君) われわれ正確な商品別の表示をさせることによつて、付随的な効果として、業者の製品がよくなるということも期待はできると思つておますが、ただいま申しましたように品質自身を向上させるというものにつきましては、別途行政指導をする必要があると考えております。そのた

めには先ほど申しあげましたJISの問題だとか、JIS規格に乗せるように指導するとか、あるいはただいま中田先生御指摘のようなものにつきましては、電気用品取締法によります正しき商品等の充実をはかるというふうなことで、この法案とは別の体系で指導して参りたい、こう考えております。

○近藤信一君 通産大臣がせっかくおいでになりましたので、大臣にお尋ねいたしますが、通産省では前から、消費者行政に目をつけておられたように、本格的に取り組もうとしておられるのは、何よりまず先に消費者行政の目的は、何よりもまず先に良質低廉な品物を供給して、その品物が消費者の望むところと全く一致することが望ましいのであります。そのためには、消費者に対するいろいろな不満を、できるだけ取り除くことが必要でありまして、特に一般消費者は不特定多数であるので、その声はなかなか聞きにくいと思つて、為政者として、どのような方法で消費者の声を聞き取り、いろいろな不満に対処するため、どのような方策を今後考えておられるのか、その基本的態度から、まずお尋ねいたします。

○政府委員(佐橋滋君) われわれ正確な商品別の表示をさせることによつて、付随的な効果として、業者の製品がよくなるということも期待はできると思つておますが、ただいま申しましたように品質自身を向上させるというものにつきましては、別途行政指導をする必要があると考えております。そのた

めには先ほど申しあげましたJISの問題だとか、JIS規格に乗せるように指導するとか、あるいはただいま中田先生御指摘のようなものにつきましては、電気用品取締法によります正しき商品等の充実をはかるというふうなことで、この法案とは別の体系で指導して参りたい、こう考えております。

○中田吉雄君 性能をよくすることは関係ないことになるんですね、これは表示というものの、いや、実はです、私、前に勉強をするために電気スタンドを買つて、差し込みがさっぱり買つてきたら合わないのです。すぐゆるんじやつて。だからがきを挟んで、下にぐらぐらしなようにしたり、まあ難儀をして、あきらめて、また新しいのを買ったんです。

そういうのは、この第三条なんか見ると、そういうものをよくするということとは、何の関係もない。ただ性能を、使い方というふうなことを表示するといふなら、むしろそういうものであつても、一応、差し込みの外形をしておれば、むしろその表示があつて、悪貨も大いにパスをしたという証明みたいなことになつていかないか。それはどうですか。

○政府委員(佐橋滋君) われわれ正確な商品別の表示をさせることによつて、付随的な効果として、業者の製品がよくなるということも期待はできると思つておますが、ただいま申しましたように品質自身を向上させるというものにつきましては、別途行政指導をする必要があると考えております。そのた

めには先ほど申しあげましたJISの問題だとか、JIS規格に乗せるように指導するとか、あるいはただいま中田先生御指摘のようなものにつきましては、電気用品取締法によります正しき商品等の充実をはかるというふうなことで、この法案とは別の体系で指導して参りたい、こう考えております。

○近藤信一君 通産大臣がせっかくおいでになりましたので、大臣にお尋ねいたしますが、通産省では前から、消費者行政に目をつけておられたように、本格的に取り組もうとしておられるのは、何よりまず先に消費者行政の目的は、何よりもまず先に良質低廉な品物を供給して、その品物が消費者の望むところと全く一致することが望ましいのであります。そのためには、消費者に対するいろいろな不満を、できるだけ取り除くことが必要でありまして、特に一般消費者は不特定多数であるので、その声はなかなか聞きにくいと思つて、為政者として、どのような方法で消費者の声を聞き取り、いろいろな不満に対処するため、どのような方策を今後考えておられるのか、その基本的態度から、まずお尋ねいたします。

○政府委員(佐橋滋君) われわれ正確な商品別の表示をさせることによつて、付随的な効果として、業者の製品がよくなるということも期待はできると思つておますが、ただいま申しましたように品質自身を向上させるというものにつきましては、別途行政指導をする必要があると考えております。そのた

めには先ほど申しあげましたJISの問題だとか、JIS規格に乗せるように指導するとか、あるいはただいま中田先生御指摘のようなものにつきましては、電気用品取締法によります正しき商品等の充実をはかるというふうなことで、この法案とは別の体系で指導して参りたい、こう考えております。

○中田吉雄君 性能をよくすることは関係ないことになるんですね、これは表示というものの、いや、実はです、私、前に勉強をするために電気スタンドを買つて、差し込みがさっぱり買つてきたら合わないのです。すぐゆるんじやつて。だからがきを挟んで、下にぐらぐらしなようにしたり、まあ難儀をして、あきらめて、また新しいのを買ったんです。

初めてその生産ということは生きてくるのであります。そういうことを考えますと生産を担当する役所は、当然消費という点について深い関心を持つのは、これは当然のことです。また、そこに初めて経済の真の目標というものがあられるわけでございます。

ところが、この消費者の声を聞くというところは、なかなかむずかしいことであります。もちろん生産者も消費者の意向を十分打診し、また商品としての販売、売れ行き等を考へて、生産にかかるとは思いますが、生産者自身も、もちろん消費者の要望にこたえるものだと思います。しかし、なかなか生産者の思惑あるいは見込みだけでは済まないものであります。その意味から申しますと、第一はなんと申しましても品質がよくて値段が安いということ。これが一番大事なことだと思います。そういう意味においてはデザインもさることですが、質並びに価格という点について、通産省が行政指導していく。こういうことが必要でございましょう。その上で具体的な問題としては、実際私どもが品質はいい、あるいは価格も低廉だと、かように申ししても、消費者の嗜好に合わないければ、これは商品価値はないのでございます。まことに考えも及ばないような点の工夫が、その商品を喜ばれるということに、しばしばぶつかることを見ますと、もっと消費者の意向を打診ができれば一番いい。かように思います。

そこで消費者協会を設立したというの、そういう意味でございまして。これなどは結成しておられる人たちが、あるいは大実業家であるとか、あるいは

はいわゆる庶民を代表しないのだというふうな批判があるようでございまして、積極的に消費者協会そのものが、あるいは苦情を聞くとか、あるいは要望を聞くとか、あるいはそれだけの調査にかかるとか、あるいはアンケートをとるとか、こういうふうなことで直接聞くことが必要である。かように思いますが、この点はしかし、なかなか工夫を綿密にいたさないと、一々の具体的な方途をとったから、それで十分だというものではございせん。やはり消費者自身の声が、もっとよく聞けるような方法を考へることが必要だろうと思ひます。できるだけそういう方向で努めて参りたいと思ひます。

○近藤信一君 昨年の九月に総理大臣官房審議室でまとめた消費者の不満調査によりますと、いろいろな消費者の不満が出ています。この調査で目立つものをあげてみますと、第一には食料品に対する不満が、雑貨品や電機製品、サービス業より多かったためであります。

第二は、不満の種類として、値段が高過ぎるといふのが一番多かったようです。その他商品の品質や宣伝、サービスに対する不満もかなりありましたが、食料品に対する不満のうち最も多かったのは、生鮮食料品である魚や肉などの鮮度が落ちていくとか、また加工食料品の味が悪いとかというふうな不満がございました。この食料品に対して、この法案が何らの効果もないと思ひますが、厚生省や農林省間の法律なり行政指導なりで対策を立てておられるのか、もし立てておられるとすれば、その実効はあるのかどうか、お尋ねいたします。

○国務大臣(佐藤栄作君) 食料品に対しては主として食品衛生法、これなぞが既成の基本法規じやないかと思ひます。また厚生省は環境衛生の観点から、いろいろ指導しておるようでございします。しかしこれも、いわゆる有毒だとかあるいは病毒だとか、こういう点についての主たる規制だろうと思ひます。また農林省自身は、いわゆる食料品の生産の面あるいは中間経費あるいは消費というふうな面について、いろいろ監督しておりますけれども、市場等は、御承知のように府県にまかせられていることでありますから、直接はなかなかやらない、食料品そのものについて、これは大体品物を見れば、需要者側から見ると大体わかる、品質形状その他が、だから、私どもが扱います繊維だとか、あるいはその他の消費物資いゝゆる生産にかかるといふものになりますと、見たところは非常にきれいだけれども、使ってみると非常に不便だ、耐久性がない、こういうふうなわけで、やはり化学製品であればあるだけに、その品質の表示が必要じやないか、こういう意味で私どもが、今法案を提案して御審議をいただいておりますわけでありまして、食料品につきましても、不平はいろいろ出てきておるといふことでございしますけれども、これは消費者——買手自身から、みずから選択し、また品質等についても、みずから判断ができる、こういうことで、ちよつと模様が違ふのじやないか、かように思ひます。むしろ食料品の場合には、値段がいつも問題になるというほうが普通あり得ることじやないかと、かように私考えます。

○近藤信一君 今申し上げましたように、消費者の不満調査では、物の値段が高過ぎるといふ点についてでありまして、これは逆にいいますと、所得が少なく、所得が増すよりも物価の上がり方が早いということでありまして、つまり池田内閣の所得増進計画が、現実としては物価増進をもたらしているということでもあります。化粧品、雑貨、衣料品などについても、値段に対する不満がそれぞれ第一位を占めておるのですが、これに対して、この法案は関係がない、しかしこういう問題について、政府はどのように考へておられるのか、この点伺つておきたいと思ひます。

○国務大臣(佐藤栄作君) 直接この法律案は、価格には関係ございせん、御指摘のとおり。しかし、消費行政といふものは品質、価格、当然考へなければならぬのですが、いわゆる大量生産をしておりますものは必ずコストが安くなりまして、そのコストが安くならぬ面を卸売物価等に反映させて、卸売物価が安くなるように指導することとでございします。ただいままでのところ、大体最近の電気用品等で見ると、価格は量産に移りましてからは安くなつておるといふことが、大体においていえるのじやないかと思ひます。これはやはり経営者におきまして、最終消費者に生産コストの低減の利益を分配するというふうな気持ちにならなかつたら、なかなか下がっていかぬだろうと思ひます。そういう意味で、労使双方に対しまして、最終需要者に利益を分かちつたに、こういうことを価格形成の一つに取り入れるというところでなければならぬ、そういう基本的な指導をしておるわけでございします。

しかしながら、卸売が安くなりまして、さらにその次の段階になりますと、流通過程等において、なかなか賃金の高騰等は吸収できないというふうなこともございします。小売が必ずしも卸売が安くなるように小売は必ず安くなる、こうは、実はいかないと思ひます。私どもが大体見まして卒直に申しまして、生産部門では、賃金の上昇は生産性の向上で大体吸収されておる、かように私ども見ますが、小売の段階になると、賃金の高騰は吸収の方法がない、やはり物価に反映せざるを得ない、かように思ひます。だから、これは長い目で見れば、そういう点も、上昇はこれもやむを得ないと考へられるでしょうが、過渡的に今のやうな段階で小売が高くなったという、こういう不満のあること、これは経済現象で説明する以外にないのじやないか、こういうふうに思ひます。

○近藤信一君 消費者にとつて、品質等を見る価格とか取引条件について、一目でわかる方法を考へてやる必要があるのではないかと考へます。取引条件のうち一番消費者が関心を持つてゐる割賦販売条件については、割賦販売法第三条によつて明示されることになつてゐるが、価格の表示については、二重価格や定価の割引等については問題がございします。この点は独禁法第二条、第十九条の不正な取引方法の禁止規定で規制するのかもしれないが、それは少くとも、予防措置としての規定ではないのじやないかと思われまふ。価格とか割賦販売以外の取引条件とかを表示するための措置について、これは商業道德にまかせるほかに方法はないのか、この点、大臣はどう

考えておられますか。

○政府委員(佐橋滋君) ただいまの御指摘であります。取引条件で一番問題になりますのは、割賦販売条件だと思ひますが、これは先々国会で割賦販売法を通過していただきまして、第三条で、その旨を規定いたしておきまして、表示をはっきりさせるようにいたしておるわけであります。

価格の表示の問題では、二重価格の表示の問題やら、あるいは定価の割引の問題やらで、いろいろ問題が起きておりますが、これが人を欺るる意思で行なわれるというような場合には、刑法の詐欺罪の適用がありますし、不当に競争者の顧客を自分のほうに誘引するというような場合には、公正取引に関する法律の適用があるわけであります。その段階に至らないものにつきましては、われわれのほうとしましては行政指導なり、あるいは業界の自肅体制を整備すること等によりまして解決をはかつて参りたいというふうに考えております。

○近藤信一君 そこで価格の表示をした場合に、今も局長が言われましたように、二重価格の問題があるわけなんです、たとえば正札がついておる、その値段より二割も引いて販売する場合がありますわけなんです。これはもう公正取引法によつて規制されるかもしませんけれども、今後そうしたものに就いての価格表示は、どういうふうに考えておられますか。

○政府委員(佐橋滋君) 今御審議を願つております家庭用品品質表示法案とは、ちよつと関係がないと思ひますが、ただいま、これから公正取引委員会のほうから提案されます不当景品、

あるいは不当表示法案といひますか——というので独禁法の手続を簡素化する法律を提案いたしておりますので、そのほうで、そういった関係の取り締まりは行なわれる、われわれはこう考えております。

○近藤信一君 消費者に賢明な買いものをさせるには、消費者教育の充実に大切であると思ひます。通産省は消費者教育について、日本消費者協会を助成することによつて行なうとしてゐるやに見受けられますが、消費者協会の運営についての政府の考え方を伺ひをいたしたい。

なおこれにからんで、来年度予算に内外機械の品質性能に関する比較審査を行なうとするための経費として三千万円計上しているのです。これは、国産品愛用運動の一環としての施策であらうが、機械のみに限らず、また外国品と国産品の優劣を定めるというのとだけではなく、一般消費物資についても、比較審査を行なつて、それを消費者協会などを通じて公表するなどのことをやるべきだと思ひますが、どうか。さらに、消費者協会が商品テストをやっているようであるが、もっと大々的にやらせるような意思はございませんか。またこの協会は、メーカー側の意向のみをそんたくするようなことはないかどうか。この点はいかがですか。

○政府委員(佐橋滋君) 消費者協会は御承知のように昨年の九月に発足したばかりであります。ただいま御指摘のように、商品のテストを中心にしたしまして、消費者の啓蒙あるいは消費者の実態調査等をやつておるわけでありますが、テストにつきましても、本年度はわずかに二品目だけでありました

が、ただいま先生御指摘のように、できるだけ品目をふやし、テストの範囲も拡大をして消費者の利便に役立たせようと考えておるわけであります。もちろん消費者協会の中にメーカーの代表も入つておりますが、これは公益法人でありまして、役所のほうとしましては十分に監視をして参りまして、必ずしもメーカーに片寄ることのないよう指導して参りたいと思ひております。さらに御指摘の中に、ことしの予算で内外機械の性能比較の経費として三千万円計上されておりますが、これは何といひますか、産業用の大型機械を対象にいたしておりまして、ここでわれわれが御審議願つておるいわゆる家庭用品とは関係はないわけでありますが、家庭用品の關係につきましても、国産品愛用運動費の中に三百万円ばかりの内外商品比較研究のための金がつけていたしておりますので、これはこの法案に關係のある家庭用品についての内外比較を行なうことになつておりますので、先ほどの消費者協会の商品テストの範囲拡大と一緒にいたしまして、できるだけ消費者の便利にいたしておりますか、啓蒙に資したいと、こう考えております。

○近藤信一君 この法案では特定の条件のない家庭用品については、一応表示するかどうかは業者の自由意思という建前でありまして、しかし法律運用上、業者に表示させるよう指示する規定があるわけなんです。また生活必需品で、特定の条件下にあるものは、命令による強制表示の規定があります。これは先ほど局長の御答弁の中にもちよつとございましたが、したがつて、最少限強制表示の命令のあつたものは、

は、その商品の価値を一目してわかるような表示をつけることになるわけなんです。この場合、名の通つてゐる大きなメーカーの製品に比べて、中小企業の製品は市場で見劣りするようなものが多いと思ひます。局長は先ほど優秀なものもあると、こゝろ言われましたが、そうなる、競争上、中小企業が非常に不利な立場になるのじゃないかと思ひます。繊維品の品質表示法で、強制表示は慎重にせよという附帯決議がつけられたのは、この辺の消息を物語つてゐるわけだが、通産省はこの点、どう考えておられますか。

○国務大臣(佐藤栄作君) この法律は、今までのいろいろなお答えをいたしておりますように、大企業であらうが中小企業であらうが、そこに差別をするつもりは毛頭ございせん。どこまでも品質の適正な表示をするというところでございまして、この中小企業が必ずしも弱い、かように私は考えません。ことに日本国内における中小企業、これが輸出産業の大きな部分を占めておる点など考えますと、中小企業自身も、その品質をありのままを表示する、そういうことによりまして、りつぱに商品、また商標を拡大することができるとのじゃないか、むしろそのことのほうが望ましいことじゃないか、かように私は考えておる次第でございます。もちろん最初の試みでございまして、実際にやってみまして、またその影響その他も考え、しかる上で適当に是正していくことが必要であらうかと思ひますけれども、当初これを制定をいたしましたその気持から申しますと、むしろ中小企業には役立つのではないかと、かように私考するのでござ

います。というの、消費者あるいは顧客が、しばしば品質そのものを考えないで何々製というだけで、その商品を評価しておるといふようなこともしばしばございまして、やはり品質を表示することによつて、そういう点は是正されるのではないかと、かように考えます。

○近藤信一君 この法案は現行の繊維製品品質表示法の趣旨というのか、精神といひますか、そういうものを受け継いでいることは申すまでもございせん。もちろん繊維の場合より対象品目を広げ、また法的措置もより整備したものでなつてゐるようですが、繊維品の表示法のほうは、一応任意表示と強制表示の規定がありながら、まだ一度も強制表示の条項を發動したことがないやうに聞きました。任意表示であるから、表示をしないかしないかは業者の自由にかかされてゐるわけ、表示のあるものもあるし、またないものもある、統一がとれておりません。また表示しているにしても、きわめて消費者にとつて不親切であつたやうだ。たとえば化学繊維や合成繊維について、洗たくの仕方とかアイロンのかけ方等について表示してなかつたりしてゐるわけなんです、さらにひどいのは、アイロンかけが要らないという表示がしてあるにもかかわらず、アイロンをかけないと、結果的には虚偽の表示をしてゐたという事例もあつたやうに思ひます。今度の法案では、成分、性能、用途、貯法について表示の標準を定め、これに従わない製造業者や販売業者には、この標準に従うよう

に指示し、なおも、これらによつて解決しない問題には命令を出せる仕組になつておるわけなんです。こんなわけで、繊維の場合より法文上の現われた措置としては、より充実にしているようだが、問題は運用であると思うのです。繊維の場合の失敗をこの法案でも繰り返すのではないかと危惧が多分にあります。仏作つて魂入れずといふことになりかねないのではないかと、いふふうにも思われる。こういう意味から、通産省の運用に關する心がまえを大臣からお示し願いたいと思ひます。

○國務大臣(佐藤榮作君) ただいま御意見がございましたように、この法律は繊維製品品質表示法、これの運用の経験等に基づきまして、この不十分であつたものを、さらに充実させた、こういう氣持のものでございます。

ところで、ただいまお話がございましたように、なかなか任意だから、うまくいかないのじゃないかといふことでございますが、繊維の場合も同様であります。消費者のほうから、いろいろの苦情なども出て参りまして、それでやはり表示の適正といふことについては、メーカーもまた取扱者も、そういう意味で注意するようになって参りました。この点はややルールができたつあるように思ひます。今後、この表示の方法をとつて参りますと、一般的に業界の秩序が守られるようになる、これが望ましいことじゃないかと思ひます。また、必要ならば強制もする必要があると思ひますが、本来この種の事柄は、メーカー自身の自主的な問題として、そして消費者本位の物事を考えるという、その観点に立つ

て的確な表示をするという努力を当然払わなければならぬと思ひますが、行政としては、強制といふことはあまり好ましい姿ではないと思ひます。むしろ任意にやらせるが、同時に消費者の要望等に沿ひ得るような表示ができれば、これが一番いいことだと思ひます。だから、消費者協会その他等の協力を得まして、順次表示の内容も整備して参る、こういうことにしたい。また私どももいたしましては、いやしくも虚偽あるいは過大な広告にならないように十分注意して、適正を期待できるようにひととつ進めて参りたい、かように考えております。

○近藤信一君 最後の一つ、大臣に御所見を承りたいと思ふんですが、品質を適正に表示するといふこの法案の趣旨とは直接に關係がない問題でございまして、消費者行政の一環として、最近出回つてゐる危険玩具について一点述べたいと思ひます。

さきに述べましたように、消費者の不満調査の中でも、危険な玩具を売らないような法律を作つてもらいたい。また、ことしのお正月には、どこのデパートでもおもちゃ屋でも飛ぶように売れた、子供が行列をして買つたというふうな、あの玩具の筆銃、鉄砲、この筆銃からプラスチックなんかのたまがでてあぶないとか、また、花火なんかでも、いきなり通行人の足元で爆破して、音が大き過ぎるとか、そういう親の子供に対する愛情からの、危険なおもちゃ等についての不満の声が非常にあつたわけなんです。こうした玩具について、何か通産省のほうで考えられておられるのかどうか。

私は、親の声を聞くと、こんなあぶ

ないものを、危険玩具を子供に持たせちゃいけないいけないといひながら、売つてゐるから悪い、作るから悪いと、こういう声をよく聞くわけなんです。私は、この場合、危険玩具製造規制といふふうな法律でもできないものだろうかと、いふふうにも考えておるわけなんです。こういう点について、大臣の御所見をこの場合承つておきたいと思ひます。

○國務大臣(佐藤榮作君) 最近の玩具、ことに子供の嗜好とか、好みにも合うといひますが、そういう意味でいろいろな玩具や、あるいは花火等にいたしまして、危険なものがあるわけだと思ひます。いろいろ事故等を経て参つておられます。ただいま御指摘のとおり、父兄からも非常にそういう意味の苦情を聞くわけでございます。非常にはなはだしいものについては、もちろん警察庁が取り締まる、あるいは火薬類等の取り締まり、こういうような法規があると思ひます。まあそれに該当しないもの、これはやはり私どもの行政指導の一つの方法として、業界とよく話し合うことが必要なんじゃないかと思ひます。

私もつい最近、江東地区の玩具製造をやつておられます現場を見て参りました。この工場などは、玩具でも比較的高級な玩具を作つておるようでございまして、ただいま言われるような、ちよつと首をかしげるようなものはない受けませんが、やはり業界も千態万様でございますので、十分ひとつ指導をしたいと、ただいまのような弊害をকাশ出すのじゃないかと思ひます。したがつて、玩具製造組合等ともよく相談いたしまして、十分こ

点に協力願えるように指導して参りたいと、かように考えております。

○近藤信一君 大臣の御所見を今承りまして、非常に心配はしておられるよううで、また、子供の雑誌なんかにも広告してゐるのに、今、二千元も三千元もする筆銃でなくして、もう空銃の小さくしたような鉄砲、ああいうものをさかんに宣伝してゐるわけですね。僕も、小さな男の子供がございまして、これを買えといふが、そんなものが買えるかといふて、よく怒ることがあるのですが、実際、いろいろと親の氣持になつてみると、子供は危険なもので、またスリルがあるわけなんです。そういうものをほしがるわけなんです。そうかといふて、そういうものを与えれば、これはあぶない。危険でないといふても、できておるたまなかを見るとき、プラスチックでかたくて、目なんか当たれば、やはりこれは目がつぶれるようなものもあるわけなんです。やはり業者の自衛といふことも必要であるが、売れるものについては、なかなか業者は自衛しないのです。何かことしのお正月なんかは、何十万とかの筆銃が飛ぶように売れてしまつたなんて新聞にも書いてあつたんですが、私は何とかこれは、業者の自衛だけに待つのでなくして、法的に何か規制するようないものが何かできないかと思つて、いろいろと心配はしてゐるんですが、なかなか私どものような頭では、そういうところまでいかぬわけなんです。こういう点は、将来やはり子供を持つ親の立場からいって真剣に考えていかなければならぬじゃないか、私は、そういうふうに思つておるわけなんです。

そういう点ひとつ十分に、今後何らかの形で、また業者が困るかもしれないけれども、そういう点は通産行政を受け持つておられる大臣に特に一つ考へておいていただきたい、かように思ひます。

以上で、私は質問を終わります。

○委員長(武藤常介君) 他に御質疑はありませんか。他に御発言がなければ、本案の質疑は、本日はこの程度にとどめます。

〔速記中止〕

○委員長(武藤常介君) 速記を始め

て。

本日は、これにて散会いたします。

午後四時十二分散会

三月二十三日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、石油業法案

石油業法案

石油業法

目次

第一章 総則(第一条—第三条)

第二章 石油精製業等(第四条—第十五条)

第三章 石油審議会(第十六条—第十九条)

第四章 雑則(第二十條—第二十一条)

第五章 罰則(第二十二條—第二十五条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、石油精製業等の事業活動を調整することによつ

て、石油の安定的かつ低廉な供給の確保を図り、もつて国民経済の発展と国民生活の向上に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律で「石油」とは、原油及び石油製品をいう。

2 この法律で「石油製品」とは、揮発油、燈油、軽油及び重油並びにこれらに準ずる炭化水素油及び石油ガス(液化したものを含む)であつて通商産業省令で定めるものをいう。

3 この法律で「特定設備」とは、石油蒸留設備(通商産業省令で定める基準に従つて算定した一日の処理能力が百五十キロリットル以上のものに限る)その他石油の精製の用に供する設備であつて通商産業省令で定めるものをいう。

4 この法律で「石油精製業」とは、特定設備を用いて石油製品の製造(石油製品以外の物品の製造工程における技術的理由による石油製品の副生を除く)を行なう事業をいう。

(石油供給計画)

第三条 通商産業大臣は、通商産業省令で定めるところにより、毎年度、当該年度以降の五年間について石油供給計画を定めなければならない。

2 石油供給計画に定める事項は、次のとおりとする。

- 一 原油の生産数量及び輸入数量
- 二 石油製品の生産数量及び輸入数量
- 三 特定設備の処理能力
- 四 その他石油の供給に関する重

要事項

3 石油供給計画は、石油並びに他の燃料及び動力源の需給事情、石油資源の開発状況その他の経済事情を勘案して定めるものとする。

4 通商産業大臣は、前項の経済事情の著しい変動のため特に必要があるときは、石油供給計画を変更しなければならない。

5 通商産業大臣は、石油供給計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを告示しなければならない。

第二章 石油精製業等

(石油精製業の許可)

第四条 石油精製業を行なおうとする者は、通商産業省令で定めるところにより、通商産業大臣の許可を受けなければならない。

(許可の欠格条項)

第五条 次の各号の一に該当する者は、前条の許可を受けることができない。

一 前条若しくは第七条第一項の規定又は第十一条の規定による命令に違反して刑に処せられ、その執行を終わし、又は執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者

二 第十一条の規定により前条の許可を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者

三 法人であつて、その業務を行なう役員のうち前二号の一に該当する者があるもの

(許可の基準)

第六条 通商産業大臣は、第四条の許可の申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、同

条の許可をしてはならない。

一 その許可をすることによつて特定設備の処理能力が石油供給計画に照らして著しく過大にならないこと。

二 その事業を適確に遂行するに足る経理的基礎及び技術的能力があること。

三 その他その事業計画の内容が石油の安定的かつ低廉な供給を確保するため適切であること。

(設備の新設等の許可)

第七条 第四条の許可を受けた者(以下「石油精製業者」という)は、当該事業の用に供する特定設備を新設し、増設し、又は改造しようとするときは、通商産業大臣の許可を受けなければならない。

ただし、通商産業省令で定める軽微な改造をしようとするときは、この限りでない。

2 前条の規定は、前項の許可に準用する。

(事業の譲渡し及び譲受け並びに法人の合併)

第八条 石油精製業の全部の譲渡し及び譲受けは、通商産業大臣の認可を受けなければならない。その効力を生じない。

2 石油精製業者である法人の合併は、通商産業大臣の認可を受けなければならない。その効力を生じない。

3 第六条の規定は、前二項の認可に準用する。

(承継)

第九条 石油精製業の全部の譲渡しがあり、又は石油精製業者について相統若しくは合併があつたときは、石油精製業の全部を譲り受け

た者又は相続人若しくは合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人は、石油精製業者の地位を承継する。

2 前項の規定により石油精製業者の地位を承継した相続人は、遅滞なく、その旨を通商産業大臣に届け出なければならない。

(石油製品生産計画)

第十条 石油精製業者は、通商産業省令で定めるところにより、毎年度、石油製品生産計画を作成し、通商産業大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 通商産業大臣は、石油の需給事情その他の事情により、石油供給計画の実施に重大な支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認めるときは、石油精製業者に対し、石油製品生産計画を変更すべきことを勧告することができる。

(許可の取消し等)

第十一条 通商産業大臣は、石油精製業者が次の各号の一に該当するときは、第四条若しくは第七条第一項の許可を取り消し、又は一年以内の期間を定めてその事業の停止を命ずることができる。

一 第五条第一号又は第三号の規定に該当するに至つたとき

二 第七条第一項の規定により許可を受けなければならない事項を許可を受けなかったとき

三 第二十条第一項の条件に違反したとき

四 不正な手段により第四条又は第七条第一項の許可を受けたとき

(石油輸入業の届出等)

第十二条 石油の輸入の事業を行なおうとする者は、通商産業省令で定める事項を通商産業大臣に届け出なければならない。届けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の届出をした者(以下「石油輸入業者」という)は、通商産業省令で定めるところにより、毎年度、石油輸入計画を作成し、通商産業大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

3 第十条第二項の規定は、石油輸入計画について準用する。

(石油製品販売業の届出)

第十三条 石油製品の販売の事業(通商産業省令で定める規模以下ものを除く。以下同じ)を行なおうとする者は、通商産業省令で定める事項を通商産業大臣に届け出なければならない。届けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

(事業の廃止の届出)

第十四条 石油精製業者、石油輸入業者又は前条の届出をした者(以下「石油製品販売業者」という)は、その事業を廃止したときは、遅滞なく、その旨を通商産業大臣に届け出なければならない。

(販売価格の標準額)

第十五条 通商産業大臣は、石油製品の価格が不当に高騰し、又は下落するおそれがある場合において、石油の安定的かつ低廉な供給を確保するため特に必要があると認めるときは、石油製品の生産費

第十八条 審議会は、委員二十人以

第二十二條 次の各号の一に該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

の法律の施行の日から三十日以内に通商産業省令で定める事項を通商産業大臣に届け出たときは、第

の次に次の一号を加える。

三 石油精製業の許可に関する  
こと。

第二一八一号 昭和三十七年三月九日受理  
小企業基本法制定促進に関する請願

請願者 山口県徳山市東松原町  
日本中小企業政治連盟

徳山支部内 吉村健吉

紹介議員 吉武恵市君

池田内閣によって貿易為替の自由化が拡大され、経済成長政策が進むにつれて、中小企業は、金融の困難及び労働力の不足に直面し、大企業との格差を是正するところか相対的には、むしろ大幅に低下するおそれにとさらされている。また政府の中小企業対策が、その時々思い通りのまま実施されているため、総体としての一貫性を欠き、互に交錯し、中小企業独自の機能を十分に發揮し得ない実情であるから、この際、中小企業者に目標を与え、政府の中小企業対策が完全に効果をあげるため、今国会で中小企業基本法を制定せられたい。なお、本法については、中小企業改策の憲法的存在となし、その基本方針にもとづき、(一)中小企業の合理的な自立と発展をはかるため、開発計画をたて、生産分野を調整し、規模を適正化し、流通機構を合理化し、市場の開拓拡大を助け、資金の供給を円滑にし、企業の活動力を強化すること、(二)中小企業の近代化と生産性の向上のために、設備の更新、近代化資金の確保、技能訓練、労働関係の改善等科学的経営を推進し、税負担の合理化をはかること、(三)中小企業の公正で協同的な経済関係を確保するために、不公正な取引や競争を規制し、健全な企業の共同化及び集団化を助け、下請関係、企業系列関係を正常化すること等の施策を総合的に講ずるものとせられたいとの請願。

第二二六七号 昭和三十七年三月十

三日受理  
中小企業基本法制定促進に関する請願

請願者 東京都中央区宝町三ノ

七番藤ビル内東京冷凍業協同組合理事長 外

口茂三郎

紹介議員 黒川武雄君  
この請願の趣旨は、第二一八一号と同じである。

第二二六八号 昭和三十七年三月十

三日受理

中小企業基本法制定促進に関する請願

請願者 東京都荒川区三河島町

四ノ三、二一五日本中

小企業政治連盟荒川支部内 老川浩正

紹介議員 安井 謙君  
この請願の趣旨は、第二一八一号と同じである。

第二二六九号 昭和三十七年三月十

三日受理

中小企業基本法制定促進に関する請願

請願者 北海道函館市鶴岡町一

日本中小企業政治連盟函館支部内 出村喜作

紹介議員 西田 信一君  
この請願の趣旨は、第二一八一号と同じである。

第二三〇四号 昭和三十七年三月十

四日受理

中小企業基本法制定促進に関する請願

請願者 東京都中央区日本橋江

戸橋一ノ一三神戶銀行ビル内全日本硝子製温

度計工業組合理事長  
駒村安吉

紹介議員 小山邦太郎君  
この請願の趣旨は、第二一八一号と同じである。

第二二三六号 昭和三十七年三月十

五日受理

中小企業基本法制定促進に関する請願

請願者 静岡県引佐郡三ヶ日町

三ヶ日三三七三ヶ日町

商工会内 中村源

紹介議員 鈴木 万平君  
この請願の趣旨は、第二一八一号と同じである。

第二二〇〇号 昭和三十七年三月九

日受理

石油鉱業総合政策確立に関する請願

請願者 新潟市附船町二丁目

本間ミツ子外九百九十

九名

紹介議員 清沢 俊英君  
石油鉱業総合政策をすみやかに確立するため、(一)天然ガス及び石油資源開発第二次五箇年計画の強力なる実施と安定供給のために必要な設備の新増設の必要資金確保の方法として、石油輸入関税の一定割合を石油供給安定基金に制度を創設してこれにあてること、(二)国産原油、アラビア原油、北スマトラ原油、ソ連原油等の特殊原油の価格の安定並びに長期引取り機能の確立をはかること、(三)天然ガス及び石油の鉱区税、鉱産税については、本業が他の鉱物資源の単位あたり収入にくらべ少額であるにすぎない、税制上の軽

減措置を講ずること等の実現を期せられたいとの請願。

第二二七〇号 昭和三十七年三月十

三日受理

石油鉱業総合政策確立に関する請願

請願者 東京都北区王子一ノ二

高橋スエ子外九百九十

九名

紹介議員 近藤 信一君  
この請願の趣旨は、第二二〇〇号と同じである。

第二二七一号 昭和三十七年三月十

三日受理

石油鉱業総合政策確立に関する請願

請願者 秋田県鹿角郡尾去沢町

榎井沢 伊藤健一外九

百九十九名

紹介議員 野溝 勝君  
この請願の趣旨は、第二二〇〇号と同じである。

第二二一四号 昭和三十七年三月九

日受理

商店街振興法制定に関する請願

請願者 岐阜県瑞浪市寺河戸町

一、一一二ノ五瑞浪市商店街連合会内 加藤

孫三

紹介議員 吉池 信三君  
配給流通機能の向上に資するという大きな社会的、公共的使命を果たすため、(一)商店街、商店集団は法人とし、都道府県地方自治体及び全国を地区とする商店街連合会を設立しこの法

制化をはかる、(二)消費者、利用者の利用便宜のため共同施設の整備改善、従業員のため福利厚生施設の設置拡充、資金の借入、貸付、補助金の受入れ、貸付、補助金の受入宣伝、販売促進等の共同事業等を行なう、(三)商店街及び商店集団が行なう共同施設についての事業を促進するため、政府地方公共団体の出資による商店街金庫を設立し資金の貸付けを行なう、(四)百貨店、スーパーマーケット、生活協同組合購買会等の業者が商店街又は商店集団の地域に新たに店舗を設立しようとする場合は商店街の同意を必要とする、(五)通商産業省に商店街審議会を設置し商店街振興法の施行に関する重要事項を審議する、等の諸点を骨子とした商店街振興法を制定せられたいとの請願。

第二二一五号 昭和三十七年三月九

日受理

商店街振興法制定に関する請願

請願者 新潟県加茂市五番町加

茂市商店街連合会内 藤田常治

紹介議員 小柳 牧衛君  
この請願の趣旨は、第二二一四号と同じである。

第二二三二号 昭和三十七年三月十

日受理

商店街振興法制定に関する請願

請願者 山形県米沢市門東町下

三、〇二五米沢市商店街連合会内 鈴木栄市

紹介議員 村山道雄君

この請願の趣旨は、第二二二四号と同じである。

第二二三三三号 昭和三十七年三月十日受理

商店街振興法制定に関する請願(二通)  
請願者 大阪府高槻市北大手  
一、三三三高槻市商業  
団体連合会内 久保武  
治外一名

紹介議員 大川 光三君

この請願の趣旨は、第二二二四号と同じである。

第二二五一一号 昭和三十七年三月十日受理

商店街振興法制定に関する請願

請願者 岡山県津山市山下九二  
ノ四津山市商店街連盟  
内 井上保外四十九名

紹介議員 近藤 鶴代君

この請願の趣旨は、第二二二四号と同じである。

第二二六六六号 昭和三十七年三月十日受理

商店街振興法制定に関する請願

請願者 新潟県高田市本町六ノ  
七一高田商店連盟内  
渡辺善造

紹介議員 佐藤 芳男君

この請願の趣旨は、第二二二四号と同じである。

第二二七三三三号 昭和三十七年三月十日受理

商店街振興法制定に関する請願(十九通)

請願者 福井市手寄町一四七  
福井市勝見地区発展会  
内 山元菊丸外十八名

紹介議員 高橋 衛君

第二三〇三三三号 昭和三十七年三月十日受理

商店街振興法制定に関する請願

請願者 滋賀県八日市市浜野町  
三二八日市商店街連盟  
内 前川捨蔵

紹介議員 西川甚五郎君

この請願の趣旨は、第二二二四号と同じである。

第二二六〇六六号 昭和三十七年三月十日受理

石油輸入自由化対策に関する請願

請願者 東京都千代田区平河町  
二ノ六全国石油鉱業労  
組内 伊藤誠光

紹介議員 藤田 進君

石油鉱業労働者は国内の石油資源開  
発第一次五箇年計画の成果にかんが  
み、天然ガス及び石油資源開発第二  
次五箇年計画の積極的推進をはじめ  
石油鉱業総合政策確立のため、すみ  
やかに諸施策を講ずるよう要望した  
が、現状においては、そのための技  
術的措置が全くとられていない上、  
十月から実施される石油輸入の自由  
化について、なんらの対策がないま  
ま移行すると、従来外貨割当制度に  
よって対処してきた

た国産原油、アラビア、北スマトラ、  
ソ連等の特殊原油の取扱いや、石油  
産業界における過当競争、小数の資本  
による市場支配等の諸問題が深刻化  
し、やがてはわが国のエネルギー政策  
の遂行に重大な支障が生ずることは必  
至であり、とりわけ石油鉱業は激減  
の打撃を被ることは明らかであるか  
ら、自由化実施を目前にして当面緊  
急に必要な、(一)石油業法の制定  
(二)国内石油資源開発第二次計画の  
積極的推進、(三)原油買取機関(特  
殊法人)の設置と助成措置等につい  
て特に重点的に配慮せられたいとの  
請願。

第二二七二二二号 昭和三十七年三月十日受理

公共料金等引下げに関する請願

請願者 秋田県大館市裏町一  
佐々木久雄外三千二百  
二十二名

紹介議員 鈴木 壽君

物価の値上がりブームは、国鉄運賃  
の値上げをはじめとする「公共料金  
の値上げ」が原因であり、国民へのサ  
ービスを忘れてはならない公共事業  
が先頭をきって値上げムードをかき  
立てたのである。しかるに、最近の  
これらの公共事業は、国鉄で年間三  
百億円、電々公社で千六億円、専  
売公社で二千五百億円という、ば  
く大な黒字が見込まれており、もう  
けるための値上げは、筋が通らない  
ばかりか、それがまた、諸物価をつ  
りあげているから、政府は、すみ  
やかに、公共料金をはじめ諸物価  
の値上げを抑制する政策を講ぜられ  
たいとの請願。

第二三二六六六号 昭和三十七年三月十五日受理

公共料金等引下げに関する請願

請願者 群馬県高崎市江木町五  
七六 青木清一郎外一  
万名

紹介議員 鈴木 強君

第二三二七二二号 昭和三十七年三月十五日受理

公共料金等引下げに関する請願

請願者 大分県大野郡三重町深  
田 田北孝士外一万名

紹介議員 永岡 光治君

この請願の趣旨は、第二二七二二号と同じである。

第二三二八八八号 昭和三十七年三月十五日受理

公共料金等引下げに関する請願

請願者 北海道帯広市川西町  
渡辺武治外一万五百四  
十五名

紹介議員 横川 正市君

この請願の趣旨は、第二二七二二号と同じである。

第二三二九九九号 昭和三十七年三月十五日受理

公共料金等引下げに関する請願(二通)

請願者 秋田市新屋町関町 深  
井男太郎外二万一名

紹介議員 鈴木 壽君

この請願の趣旨は、第二二七二二号と同じである。

第二三三〇〇〇号 昭和三十七年三月十五日受理

公共料金等引下げに関する請願(三通)

請願者 茨城県笠間市福原 柴  
田勝一外一万六千五百  
十三名

紹介議員 加藤シヅエ君

第二三三二二二号 昭和三十七年三月十五日受理

公共料金等引下げに関する請願

請願者 香川県高松市高松町  
二、二八八 山下時男  
外一万二千六百三十五  
名

紹介議員 戸叶 武君

この請願の趣旨は、第二二七二二号と同じである。

第二三三三三三号 昭和三十七年三月十五日受理

公共料金等引下げに関する請願

請願者 香川県高松市朝日町  
増田芳雄外九千七百六  
十名

紹介議員 豊瀬 慎一君

この請願の趣旨は、第二二七二二号と同じである。

第二三二三号 昭和三十七年三月十

五日受理

物価値上げ反対等に関する請願

請願者 山口市今道七 中村重

喜外八千四百三十一名

紹介議員 鈴木 強君

池田首相は「経済のことは私に任せなさい。必ず所得を倍増させます。私はうそを申しません」といったが、現在、生活は所得倍増どころか、公共料金、食品等の激しい値上がりで物価倍増に打ちひしがれているから、(一)政府の高物価政策をやめること、(二)公料金、管理価格等独占的に価格をつり上げる政策を中止すること、このため、各種の法的措置を明らかにすること、(三)生産流通機構を抜本的に整備し生産性の向上に即して物価を引き下げ、所得を引き上げること、(四)間接税(特に物品税、消費税)を引き下げ、末端小売価格に明確に反映させること、(五)公正取引委員会の物価に対する権限を現行法上に強化すること等の施策を強力に推進せられたいとの請願。